

彦根市緑の基本計画



目 次

I	現況調査	1
	(1)彦根市の位置	1
	(2)緑の現況調査	2
	(3)土地自然特性調査	4
	(4)緑地現況・緑化現況調査	8
	(5)景観調査	17
II	課題の整理	20
III	計画の基本方針	22
	(1)基本理念	22
	(2)彦根の緑の概況	23
	(3)基本方針の設定	24
	(4)緑の将来像	25
	(5)計画フレームの設定	27
	(6)計画目標水準の設定	29
IV	緑地の配置方針	31
	(1)総合的な緑地の配置方針	31
	(2)施設緑地の整備目標及び配置方針	33
	(3)地域性緑地の指定目標及び配置方針	34
V	緑地の配置計画	36
	(1)環境保全系統	36
	(2)レクリエーション系統	38
	(3)防災系統	52
	(4)都市景観系統	54
	(5)歴史文化系統	56
VI	緑地の保全及び緑化の推進のための施策	58
	(1)施策の体系	58
	(2)緑を守る	60
	(3)緑を創る	62
	(4)緑を育てる	67
VII	緑化重点地区の検討	70
	(1)地区の特徴及び地区エリアの設定	70
	(2)大堀山・芹川地区	74
	(3)鳥居本地区	77

I. 現況調査

(1) 彦根市の位置

彦根市は、滋賀県の中東部、琵琶湖の東岸に位置する旧城下町で、東西 22.5km、南北 12.35km、総面積 9,815ha を有し、湖東地方の文化・経済・交通の中心となっている。

市域の東部は鈴鹿山脈に属する山地帯であるが、南西部には湖東平野の北端にあたる肥沃な沖積低地がひらけ、犬上川、宇曾川、愛知川が平野部を、芹川が市街地の中央をそれぞれ北西へ流れて琵琶湖へ注いでいる。

市内には、交通網が発達しており、JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、近江鉄道線、名神高速道路、国道 8 号が南北に走り、新幹線停車駅の米原駅とも近い。



図 I - 1 彦根市の位置

I. 現況調査

(2) 緑の現況調査

彦根市全域の緑の現況に関する調査は、『滋賀県の植生』(滋賀県植生調査研究会, 1979), 『滋賀県現存植生図』(小林圭介, 1981), 『彦根市の自然—植生編』(彦根市生活環境課, 1986)などがある。また, 同市の部分的な調査では『滋賀県の自然誌』(滋賀県自然誌編集委員会, 1991)があげられる。

このうち、『滋賀県現存植生図』は, 全国規模で実施した環境庁の第2回自然環境保全基礎調査の植生図を基礎としているので, 他の地域との整合も容易である。これをもとに緑の現況調査をおこない, 一部, 他の資料で補完する。

彦根市は琵琶湖湖岸の標高 90m程度の低地から北東部の標高 680mあまりの山地に及んでいる。このため, 市域の低地部は照葉樹林帯, 山地部は冷温帯落葉樹林帯となり, 日本を代表する大きな2つの植生帯にまたがっている。

しかしながら, 冷温帯落葉樹林帯の成立する部分は面積的には小さく, ブナ林の自然林は北東部の武奈町明幸の寺社境内に1箇所見られるにすぎず, この植生帯の代償植生のススキ草原やシロモジ群集も市域の東部に偏っている。

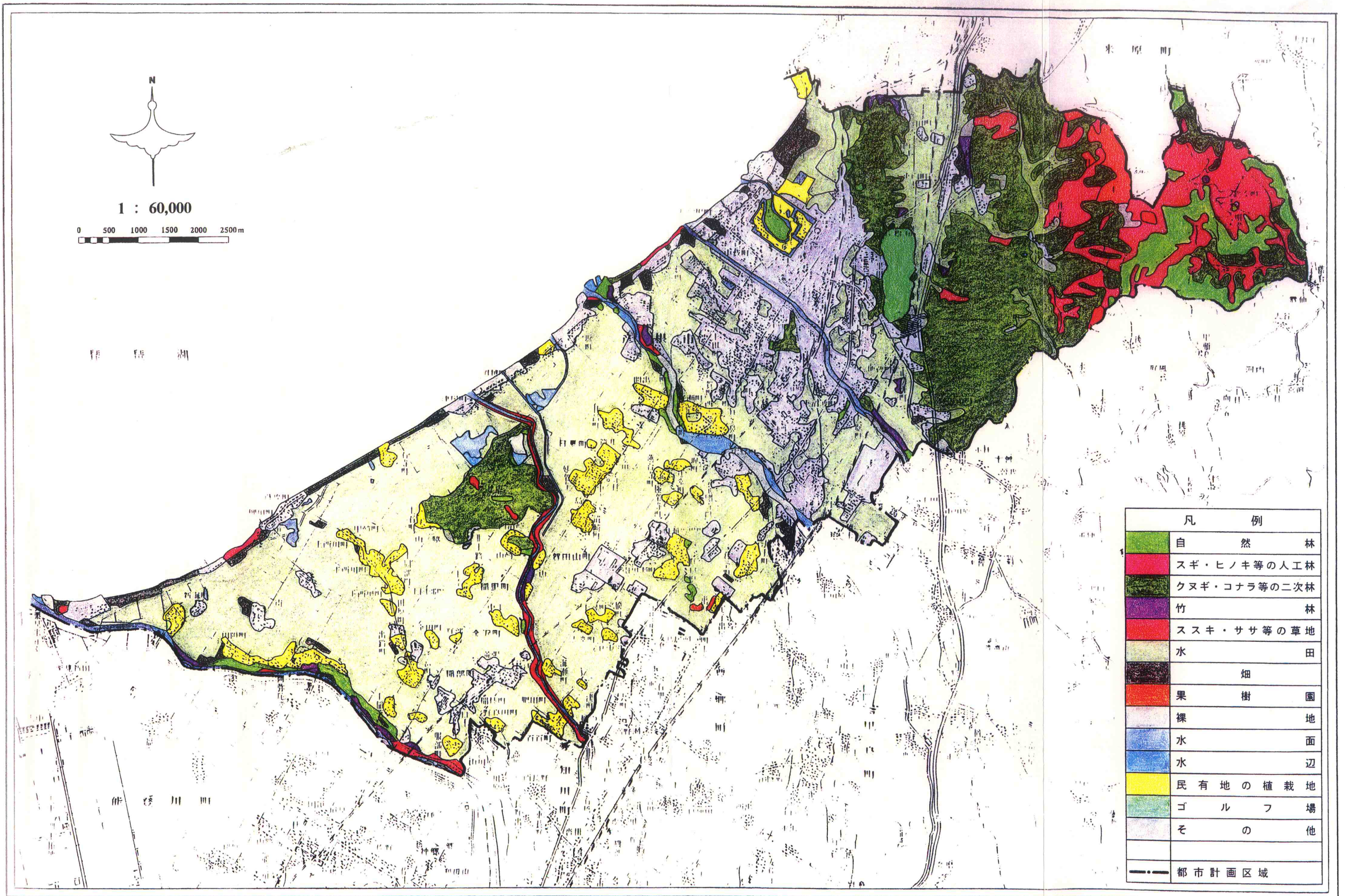
市域の大部分を占める照葉樹林帯のうち, 低地部では自然林は少なく, 寺社の境内, 彦根城など, 長年人手が入らなかった場所に, 小面積の樹林が断片的に残されているにすぎない。多くは水田や住宅地に利用されているが, 河川沿いに水辺の植生が分布している。また, 低山部では, アカマツ林が最も優占し, 北東部にはスギ・ヒノキの植林も見られる。

植生現況図をもとに, 各区域の計量結果を表I-1に示す。なお, 『滋賀県の植生』の調査結果と異なる点が多いが, これは『滋賀県の植生』では既存資料からの相観で区分したのに対し, 『滋賀県現存植生図』は現地調査結果をもとに, 植物社会学的植生単位に区分したためである。

表I-1 緑の現況量の計量 (単位: ha)

区 分	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
自然林	40.39	305.48	117.78
スギ・ヒノキ等の人工林	0	485.40	485.40
クヌギ・コナラ等の二次林	34.38	1,616.47	1,650.85
竹林	12.98	30.05	43.03
ススキ・ササ等の草地	6.37	168.75	175.12
水田	1,060.01	3,362.86	4,422.87
畑	33.97	141.92	175.89
果樹園	0	4.60	4.60
裸地	28.95	116.52	145.47
水面	28.95	137.49	166.44
水辺	6.91	70.86	77.77
民有地の植栽地	106.59	405.02	511.61
ゴルフ場	5.28	78.88	79.16
その他(建築物等)	1,213.59	492.45	1,714.29
合計	2,572.00	7,243.00	9,815.00

(「滋賀県現存植生図」及び「彦根・長浜緑のマスタープラン策定のための調査」, 彦根市, 1978) より計量



（「滋賀県現存植生図」，小林圭介，1981）より作成

図1-3 緑の現況図

(3) 土地自然特性調査

1) 良好な植物群落、野生動植物生息地

『自然環境情報図』(環境庁, 1989)の特定植物群落, および『彦根市の自然―植生編―』から彦根市のすぐれた植生に記載されている植物群落, および『彦根市の自然―鳥類・気候編―』に鳥類にとって重要な生息環境としてあげられている地点を野生動植物生息地とし, 図I-4に示す。

彦根市に残る良好な植物群落は, 以下の5つに大きく分けられ, A~Dは鳥類にとって重要な生息環境としてもあげられている。

- A. 北東部の山地の落葉樹林(ブナ林やケヤキ林など)
- B. 彦根城, 荒神山, 社寺林, 多景島に残る常緑樹林(シイ林やタブ林など)
- C. 犬上川や愛知川の河辺林, 草本群落(ケヤキやムクノキ, カワラハハコ群落)
- D. 河口部や湖沼地の湿原(カサスゲ群落やヨシ群落など)
- E. 湖岸沿いの海浜植生(ハマヒルガオ群落やヨシ群落)

2) 良好な地形・地質を有する土地, 水辺地・湧水地など

『日本の自然景観』(環境庁, 1988)に挙げられている, 彦根市の良好な地形・地質を有する景観資源を表I-2に示す。

独立峰, 湖沼・磯浜などの他, 市域北東部の石灰岩山地の侵食によってできたドリーネ(すりばち窪)など多様な自然景観資源がみられる。

表I-2 彦根市の良好な地形・地質を有する土地, 水辺地 湧水地などの一覧

自然景観資源名	名 称	範囲, 面積	見られ方	地域との関わり	広域の利用
非火山性独立峰	佐和山	4.2×0.35km	遠景	地域	—
	荒神山	2.5×1.0km	遠景	地域, 生活, 学習	レク
カルスト地形	武奈ドリーネ群	450ha	中景	学習	学習
湖沼	曾根沼	300000m ²	近景・中景	生活	レク, 学習
砂浜・磯浜	千代の松原	900×30m	中景	生活	レク
	石寺の浜	2800×15m	中景	生活	レク
	新海浜	4000×40m	中景	学習	レク
節理	多景島		中景・遠景	地域	—

出典:「日本の自然景観」, 環境庁, 1988

※表の地域との関わり, 広域の利用の記載は以下の略称

地域: 地域のシンボル

生活: 生活レベルの利用

レク: レクリエーション利用

学習: 自然学習, 自然探勝

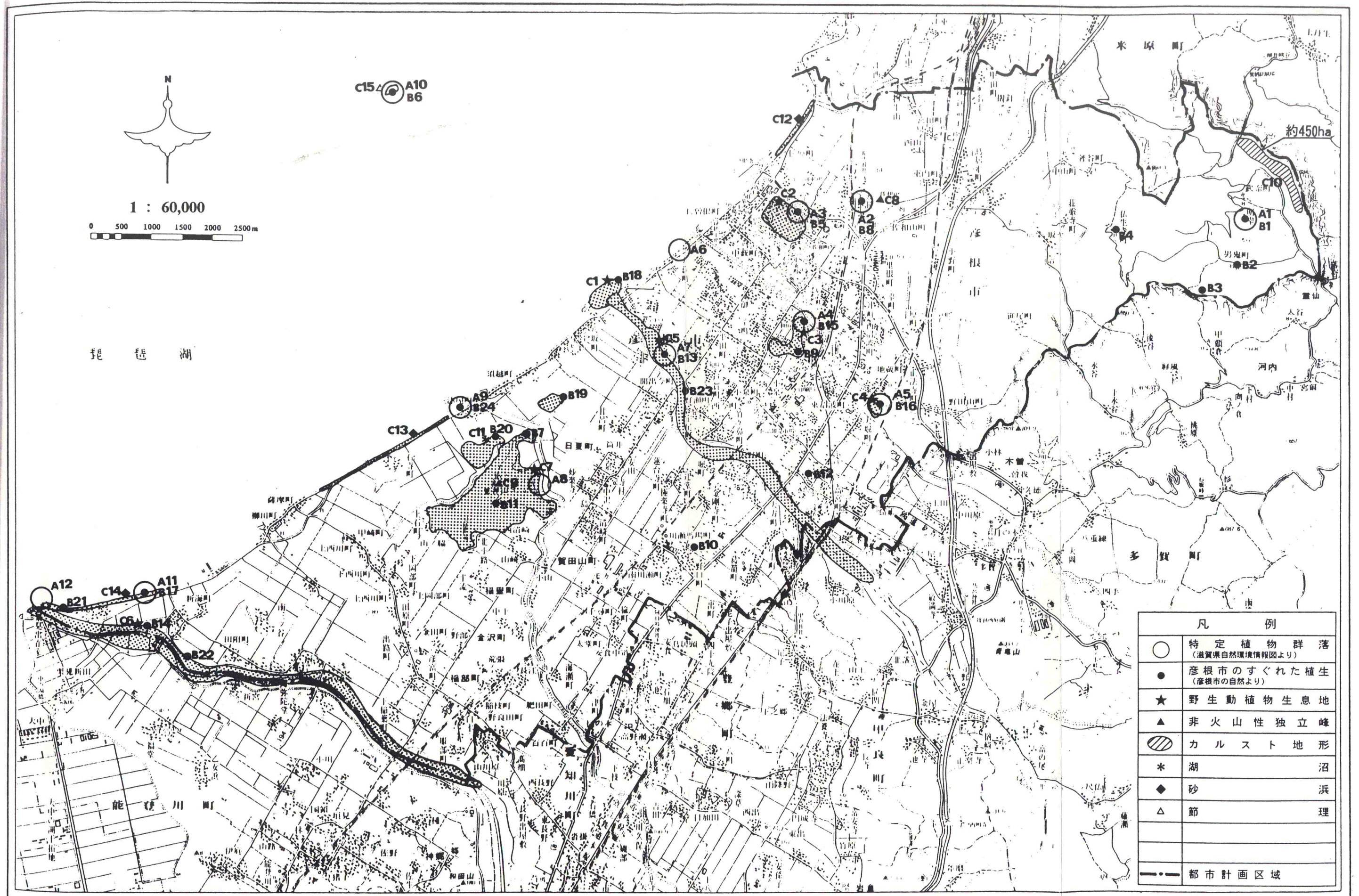
3) 伝統的、歴史的風土を代表する緑・水辺など

彦根市には天然記念物に指定されている樹木や地域はみられないが、各地域の寺社には小面積ながらも、鎮守の森として地域に潤いを与えている樹林地が残されている。このうち、『彦根市アメニティタウン計画』(彦根市生活環境課, 1993)に記載されている大径木の多い寺社名と主な樹種を表 I-3 に示す。

また、芹川のケヤキ並木は、彦根城周辺に城下町をつくる際に南端の防波堤として植えられた名残りである。現在、南岸には石畳が敷かれ、ケヤキ並木の散歩道となっている。

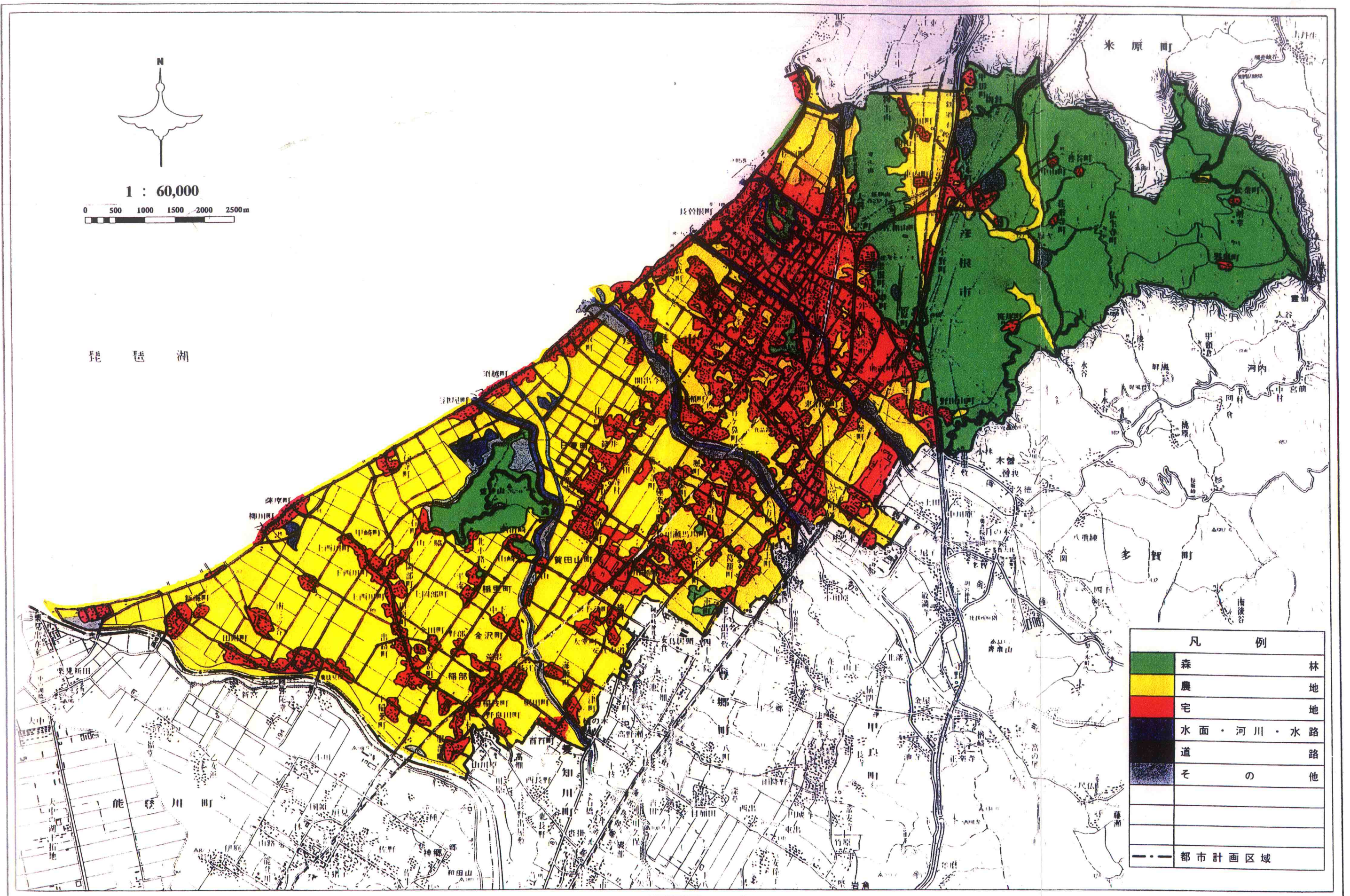
表 I-3 大径木の多い社寺の所在地と主な樹種

地 域	社寺名	主な樹種
莊厳寺町	天津神社	タブ
川瀬馬場町	川瀬神社	タブ, スギ
荒神山山頂	荒神山神社	タブ
馬場一丁目	北野神社	タブ
地蔵町	春日神社	アラカシ
高宮町	高宮神社	ケヤキ
平田町	円照寺	ケヤキ
中央町	蓮華寺	ムクノキ, クロマツ
大藪町	神明神社	クロマツ
平田町	明照寺	ケヤキ
後三条町	長久寺	タブ
佐和山町	井伊神社	シイ, シダレザクラ
佐和山町	清涼寺	シイ
八坂町	木和田神社	エノキ
甘呂町	甘呂神社	ケヤキ, スギ



(「自然環境情報図-滋賀県」, 環境庁, 1989及び「彦根市の自然-植生編」, 彦根市生活環境課, 1986)より作成

図1-4 土地自然特性図



I. 現況調査

(4) 緑地現況・緑化現況調査

1) 公共公益施設の緑化状況

① 都市公園・都市計画公園等現況

彦根市の平成 17 年度末現在の市民一人当たりの住区基幹公園面積は 1.44 m²/人、都市公園全体を含んだ面積は 12.23 m²/人となっている。近隣公園・地区公園・総合公園の計画が完了した時点では、住区基幹公園での一人当たりの面積は約 2.08 m²/人である。

平成 7 年度「都市計画中央審議会答申」による都市公園等の整備目標は、住区基幹公園 4.0 m²/人、都市公園全体で 20.0 m²/人としており、彦根市は特に住区基幹公園の整備不足が顕著である。

また住区基幹公園は分布地域が偏っており、計画中の公園を含めても犬上川南部地域にはほとんど見られない。

都市公園以外では、1 箇所当たり面積 500 m²から 2,000 m²程度の「草の根広場」、「児童遊園」や「ふれあい広場」等、市の設置する公園が市域に点在している。

表 I-4 彦根市の都市公園・都市計画公園等の 1 人当たりの面積

種 別		現 況		現況+都市計画決定	
		面積 (m ²)	(m ² /人)	面積 (m ²)	(m ² /人)
住区基幹公園	街区公園	90,400	0.82	96,400	0.88
	近隣公園	25,400	0.23	90,400	0.82
	地区公園	42,000	0.38	42,000	0.38
	計	157,800	1.44	228,800	2.08
都市基幹公園	総合公園	603,100	5.49	735,000	6.69
緑 地	河川緑地	—	—	4,210,000	38.34
	湖岸緑地	584,800	5.33	690,000	6.28
	計	584,800	5.33	4,900,000	44.62
都 市 公 園 計		1,345,700	12.23	5,863,800	53.40
草の根広場、児童遊園等		131,900	1.27	131,900	1.27

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

② 河川・湖岸緑化状況

現在、主要 4 河川（愛知川、宇曽川、犬上川、芹川）が緑地として都市計画決定されている。その他の河川については、排水工事等の利用を目的とした改修の際に、一部親水性に配慮した整備が行われるに留まっている。

また、琵琶湖湖岸地域の約 69.00ha が琵琶湖湖岸緑地として計画決定を受け、うち 58.40ha が整備済みである。

表 I - 5 都市公園・都市計画公園等一覧(1)

図面 対応番号	公園名	位置	計画決定 面積	供用面積
■街区公園				
1	春日児童公園	犬方町	—	0.31
2	大藪児童公園	大藪町	0.36	0.36
3	彦根ニュータウン第1公園B	大藪町	—	0.20
4	彦根ニュータウン第1公園A	大藪町	—	0.20
5	彦根ニュータウン第2公園B	大藪町	—	0.15
6	金城団地公園A	大藪町	—	0.15
7	蔵ノ町公園A	開出今町	—	0.18
8	メイプルタウン公園	開出今町	—	0.18
9	金沢公園	金沢町	—	0.20
10	外馬場公園	京町	0.63	0.28
11	亀山ニュータウン公園A	清崎町	—	0.16
12	亀山ニュータウン公園B	清崎町	—	0.15
13	杉ノ木公園	地蔵町	—	0.13
14	正法寺片山公園	正法寺町	—	0.12
15	旭森地区ふれあい広場	正法寺町	—	0.59
16	新海浜公園	新海町	—	0.61
17	大東公園	大東町	0.17	0.17
18	竹ヶ鼻公園	竹ヶ鼻町	—	0.15
19	稲枝地区ふれあい広場	田原町	—	1.24
20	戸賀公園	戸賀町	—	0.14
21	近江平公園	長曽根南町	—	0.14
22	西今伊庭公園	西今町	—	0.19
23	西今松田公園	西今町	—	0.20
24	多景公園	八坂町	—	1.83
25	湖上平公園A	原町	—	0.16
26	湖上平公園D	原町	—	0.18
27	あすなろ公園	日夏町	—	0.11
28	日夏トリムタウン公園B	日夏町	—	0.12
29	レイボータウン太陽公園	日夏町	—	0.14
30	彦根グリーンハイ公園A	松原町	—	0.17
31	七曲公園	元岡町	—	0.13
32	金城児童公園	長曽根南町	0.25	—
	小計		1.41	9.04
■近隣公園				
1	旭森公園	大堀町	1.30	0.10
2	福満公園	西今町	1.20	1.20
3	東山公園	古澤町	—	1.24
4	金城公園	中藪町	1.10	—
5	野田山公園	野田山町	1.40	—
6	鳥居本公園	鳥居本町	1.20	—
7	河瀬公園	川瀬馬場町	1.30	—
	小計		7.50	2.54
■地区公園				
1	庄堺公園	開出今町	4.20	4.20
■総合公園				
1	金亀公園	金亀町	37.90	37.90
2	千鳥ヶ丘公園	和田町	19.00	9.04
3	荒神山公園	日夏町	16.60	13.37
	小計		73.50	60.31

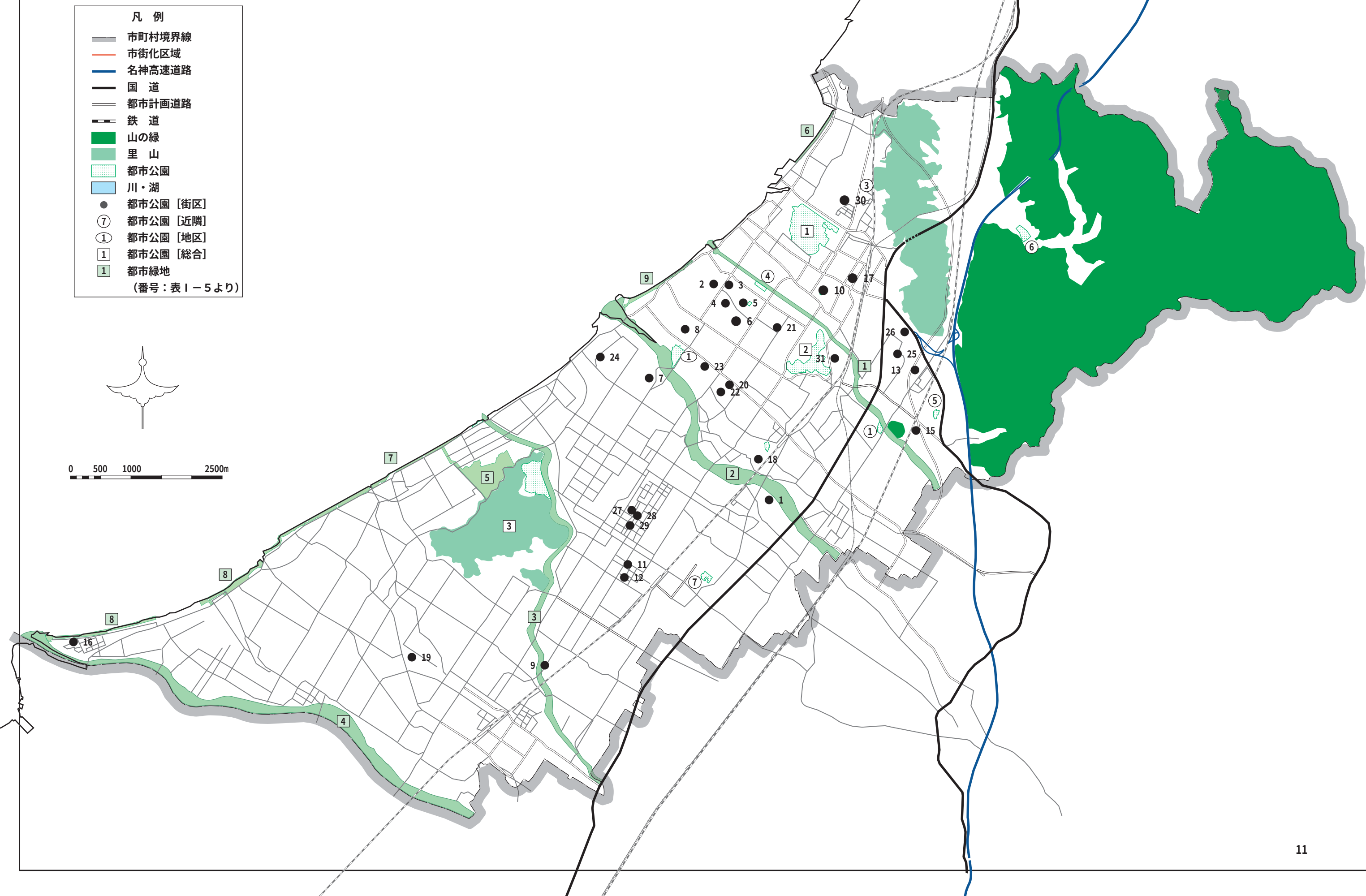
(平成18年4月1日現在)

I. 現況調査

表 I - 5 都市公園・都市計画公園等一覧(2)

図面 対応番号	公園名	位置	計画決定 面積	供用面積
■緑地				
1	琵琶湖湖岸（曾根沼）	三津屋町 地先 他	32.2	30.4
2	琵琶湖湖岸（松原～米川）	松原町	3.3	3.0
3	琵琶湖湖岸（柳川～宇曽川）	柳川町 地先 他	11.0	10.0
4	琵琶湖湖岸（柳川～新海）	新海町 地先 他	17.3	12.0
5	琵琶湖湖岸（犬上川～大藪）	大藪町 地先 他	5.2	3.0
6	芹川緑地	長曾根町 地先 他	49.2	—
7	犬上川緑地	八坂町 地先 他	124.2	—
8	宇曽川緑地	三津屋町 地先 他	77.6	—
9	愛知川緑地	新海町 地先 他	112.5	—
	小 計		432.5	58.4

図 I - 5 都市公園・都市計画公園等の現況



③ その他の公共公益施設の緑化状況

彦根市における学校の緑化は、小学校 17 校、中学校 7 校のうち多くの学校が 10%未満の緑化率に留まっている。高等学校については市内の県立 5 校のうち 2 校が、20%以上の緑化を行っており、大学はすべて 20%以上緑化されている。

その他の公共施設については、比較的建設年度の古い施設の緑化率が低く、市役所が約 10%、市立病院 10%未満の低い値を示しているものの、近年新たに整備された施設は概ね 20%以上緑化されている。下水道施設の琵琶湖東部浄化センターは供用面積の約 30%を緑化している他、未利用地約 2.25ha を芝生広場、テニスコートとして一般開放している。

各公共公益施設の緑化状況を下表に示す。

表Ⅰ－6 公共公益施設の緑化状況

施設の名称	敷地面積	緑化率	施設の名称	敷地面積	緑化率
彦根市役所	8,482	約10%	東中学校	23,050	10%未満
彦根市文化プラザ	31,901	約10%	西中学校	25,173	約12%
彦根市立図書館	4,500	約25%	中央中学校	29,305	10%未満
上水道大藪浄水場	23,514	約25%	南中学校	32,182	10%未満
滋賀県中部水道事務所	7,043	約60%	彦根中学校	27,115	10%未満
琵琶湖東部浄化センター	311,500	約30%	鳥居本中学校	13,914	10%未満
城東小学校	11,167	10%未満	稲枝中学校	28,257	10%未満
城西小学校	10,609	約10%	近江高等学校	51,174	約15%
城南小学校	18,898	10%未満	彦根総合高等学校	15,760	10%未満
平田小学校	22,412	10%未満	県立河瀬高等学校	46,681	約10%
城北小学校	22,950	10%未満	県立彦根工業高等学校	62,578	約10%
佐和山小学校	15,768	10%未満	県立彦根翔陽高等学校	43,111	約20%
旭森小学校	13,155	10%未満	県立彦根西高等学校	24,300	10%未満
城陽小学校	17,354	10%未満	県立彦根東高等学校	29,977	約25%
金城小学校	19,851	10%未満	滋賀県立大学	289,468	約25%
鳥居本小学校	18,842	約16%	滋賀県立大学短期大学	78,148	約25%
河瀬小学校	19,048	10%未満	滋賀大学	57,877	約20%
亀山小学校	11,346	10%未満	聖泉大学	25,178	約25%
高宮小学校	15,617	約15%	県立盲学校	23,672	約15%
稲枝東小学校	16,528	約10%	県立鳥居本養護学校	7,199	10%未満
稲枝西小学校	15,842	10%未満	老人ホーム金亀荘	5,635	約22%
稲枝北小学校	16,287	約10%	福祉事務所周辺	6,620	10%未満
若葉小学校	29,233	10%未満	鳥居本出張所	2,964	約12%
			その他出張所	—	10%未満

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

２）地域制緑地等現況

市域に残る山林や湖岸の大部分は風致地区、国定公園、自然公園、地域森林計画対象民有林の何れかの指定がなされており、市域南西部の農耕地には農業振興地域、及び農用地域の指定がなされている。農業振興地域と農用地域の全て、地域森林計画対象民有林の大部分は、市街化調整区域において指定されている。

また、市街地にまとまった緑として残る金亀山、雨壺山、大堀山は風致地区の指定がなされている。

上記の緑地に関しては法的な担保性が確保されているが、河川沿いの緑地には指定外の部分もみられる。

現在、市域において緑地保全地区、生産緑地地区、歴史的風土保全地区、自然環境保全地域の指定はなされていない。

表Ⅰ－７ 地域制緑地現況量

種 別	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
風致地区	190.36ha	1167.14ha	1357.50ha
国定公園区域	23.65ha	529.35ha	553.00ha
都道府県立自然公園区域	—	77.00ha	77.00ha
保存樹	2 本	4 本	6 本
保存樹林	0.14ha	4.13ha	4.27ha
農業振興地域	—	3,519.00ha	3,519.00ha
農用地区域	—	2,395.00ha	2,395.00ha
河川区域	—	—	資料なし
保安林区域	—	354.10ha	354.10ha
地域森林計画対象民有林	56.20ha	2,480.80ha	2,537.00ha
特別史跡	48.86ha	—	60.75ha
名勝	5.18ha	—	2.87ha
景観形成区域	2,571.00ha	7,244.00ha	9,815.00ha
近隣景観形成協定地区	3 箇所	—	3 箇所
砂防指定区域	—	98.27ha	98.27ha
工場緑地法による緑地	41.96ha	—	41.96ha

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

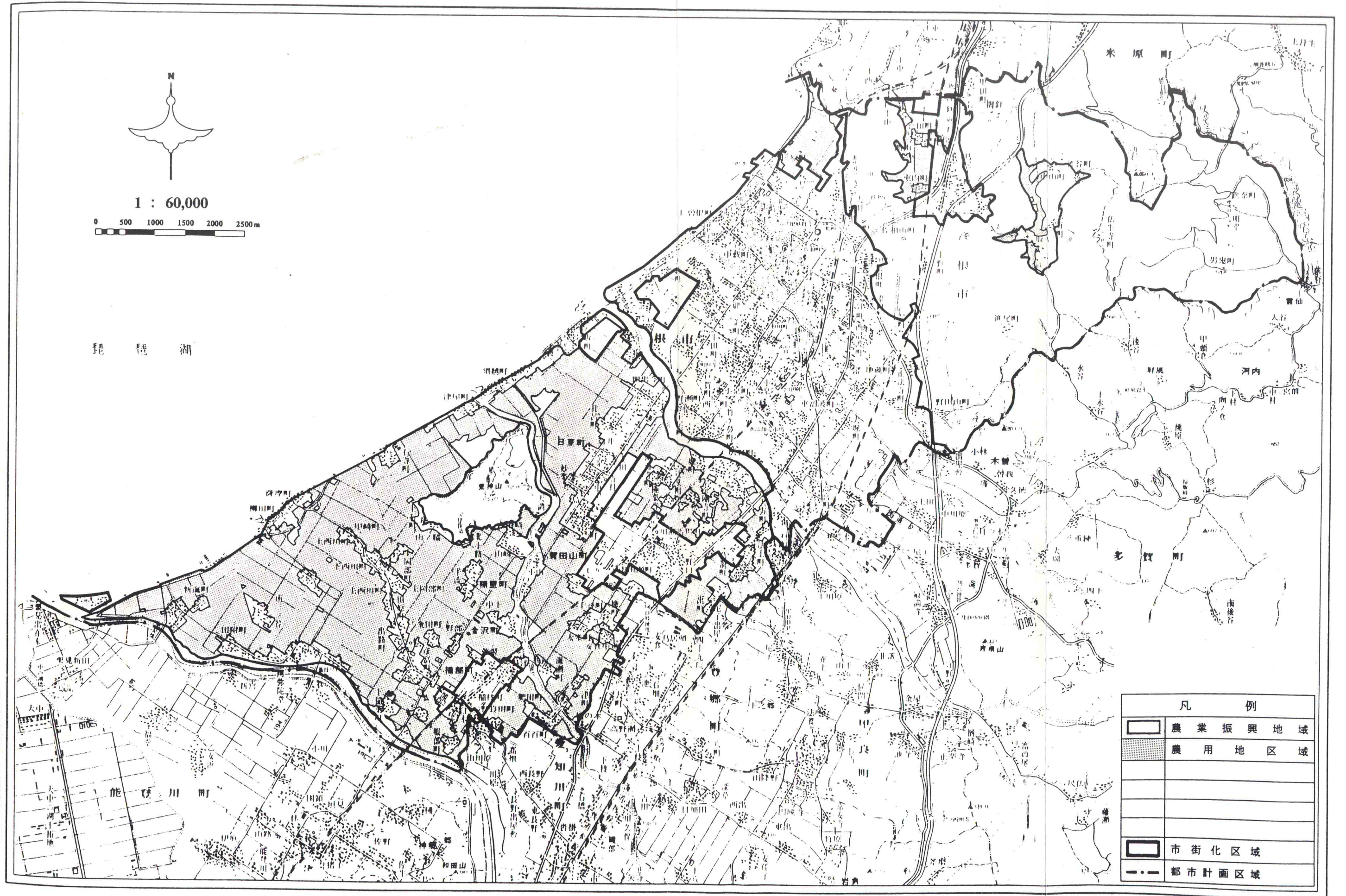


図1-8 地域制緑地現況図(2)

３）民有地の緑化状況

市域の土地の大部分は民有地であり、そのほとんどは農耕地と山林で占められる。

ここでは、それら以外の民有地を住宅地、商業地、工業地に区分して状況を把握する。

①住宅地の緑化状況

野良田町では、「近隣景観形成協定」にもとづき、道路に沿ってフラワーポットを設置するなど、美しい街づくりや緑化に努めている。この他、新しい戸建住宅地には生垣や宅地内の緑が育ちつつある。

しかしながら、敷地外からの景観まで考慮にいれての緑化は全体を通してみると少ない。特に旧市街地では、板塀などに遮られており、敷地内の緑に触れる機会は少ない。

②商業地の緑化状況

銀座商店街や巡礼街道商店街では「近隣景観形成協定」を結び、店先や店内にフラワーポットを設置するなど積極的に緑化に取り組んでいる。

③工業地の緑化状況

市内の工場の大部分は小規模で、オープンスペース、緑地ともに不十分のことが多い。

近年作られた工場の中には、比較的規模の大きなものがあり、敷地のまわりにゆったりとしたオープンスペースを確保し、緑豊かに植栽されて周辺環境と調和した良好な景観を形成している工場も見られる。

④民間の参加、協力などに関わる状況

官民の協力のもとでの緑化としては、前項であげた「近隣景観形成協定」が報告されているが、民間が自主的に行っている緑化活動の資料は得られなかった。

⑤普及啓発活動状況

彦根市が実施している緑化啓発活動を以下に示す。

表Ⅰ－８ 彦根市の緑化啓発活動

名 称	概 要
花と緑のまちづくり、 花壇づくり	花と緑の美しいうるおいのあるまちづくりを目指して、平成16年度から“みんなでつくろう花とみどりの回廊”をスローガンに花と緑のまちづくり（花壇づくり）を庄堺公園にて実施している。

（５）景観調査

① 自然系

環境系景観のうち、自然系景観は既に土地自然特性調査で取り上げたので、ここでは詳しくは取り上げない。ここでは、土地自然特性調査で取り上げなかった農地について記載する。

市域の犬上川以南に広がる広大な地域一帯では、古代から営まれた農地が展開している。このほかにも、まとまった農地が連続してみられ、周辺の自然緑地と一体となって広がりのある緑地景観を形成している。

② 歴史系

指定文化財のうち、特別史跡、建造物や名勝は歴史系景観としても、重要と考えられる。このような、指定文化財は犬上川以北に分布しており、旧城下町に多くみられる。

彦根城は市を代表する文化財として知られており、天守閣や櫓が国宝や重要文化財に、城跡全体が特別史跡に指定され、築城以来の歴史をしのぶ市民の憩いの空間となっている。

指定文化財の他にも彦根市には創建の古い神社や寺院が多く分布している。これらは、旧城下町だけでなく農村集落にも見られ、鎮守の森と相まって地域景観に潤いを与えている社寺も多い。また、例祭などの行事は地域の年中行事の一つとして親しまれている。

このうち、ランドマークとなる巨樹・保存樹をもつ社寺や、代表的な年中行事を催している社寺は土地自然特性調査の項で記載した。ここでは、社寺以外の歴史的建造物、旧街道、歴史的街並についての記載する。

社寺以外の歴史的建造物をみると、彦根市には、明治から第二次大戦までに建てられた洋風の建築物が残っており、市の近代化の歴史と文化の貴重な資源として、街並みの中のアクセントとなっている。

『彦根市都市景観基本計画』に記載されている建築物として以下の3件が記載されている。

- ・ 滋賀大学の構内に残る一部の学舎
- ・ 彦根地方气象台
- ・ 滋賀銀行の建築物

彦根市の市域内には、古代から中世にかけて東山道、近世以降は中山道と呼ばれた街道の他に、彦根城築城前まで彦根山（現、金亀山）の彦根寺へと通じていた巡礼街道や、近世に江戸へと向かう朝鮮通信使が利用した朝鮮人街道が整備され、多くの人や物資が行き交っていた。図I-9に旧街道を示す。

中山道は、その道筋がよく残されており、鳥居本と高宮の宿場街の歴史的街並みのほか、一部に残るマツやケヤキの並木などが当時の面影を残すものとして親しまれている。

一方、朝鮮人街道と巡礼街道も、並木などは残されていないものの、一部を除いてその道筋をたどることができる。

近世に構築された城下町の街並みは、碁盤型を基調としつつも、屈折や斜行した道路もある特有の町割りや、城下の要所に配置された寺院、武家屋敷・町家・足輕組屋敷の遺構などが残り、往時の様子をうかがい知ることができる。また、中山道沿いに発達した鳥居本と高宮の宿場町では、旧旅籠屋や町家などが軒を連ねて並んでおり、今も歴史的な雰囲気を伝えている。

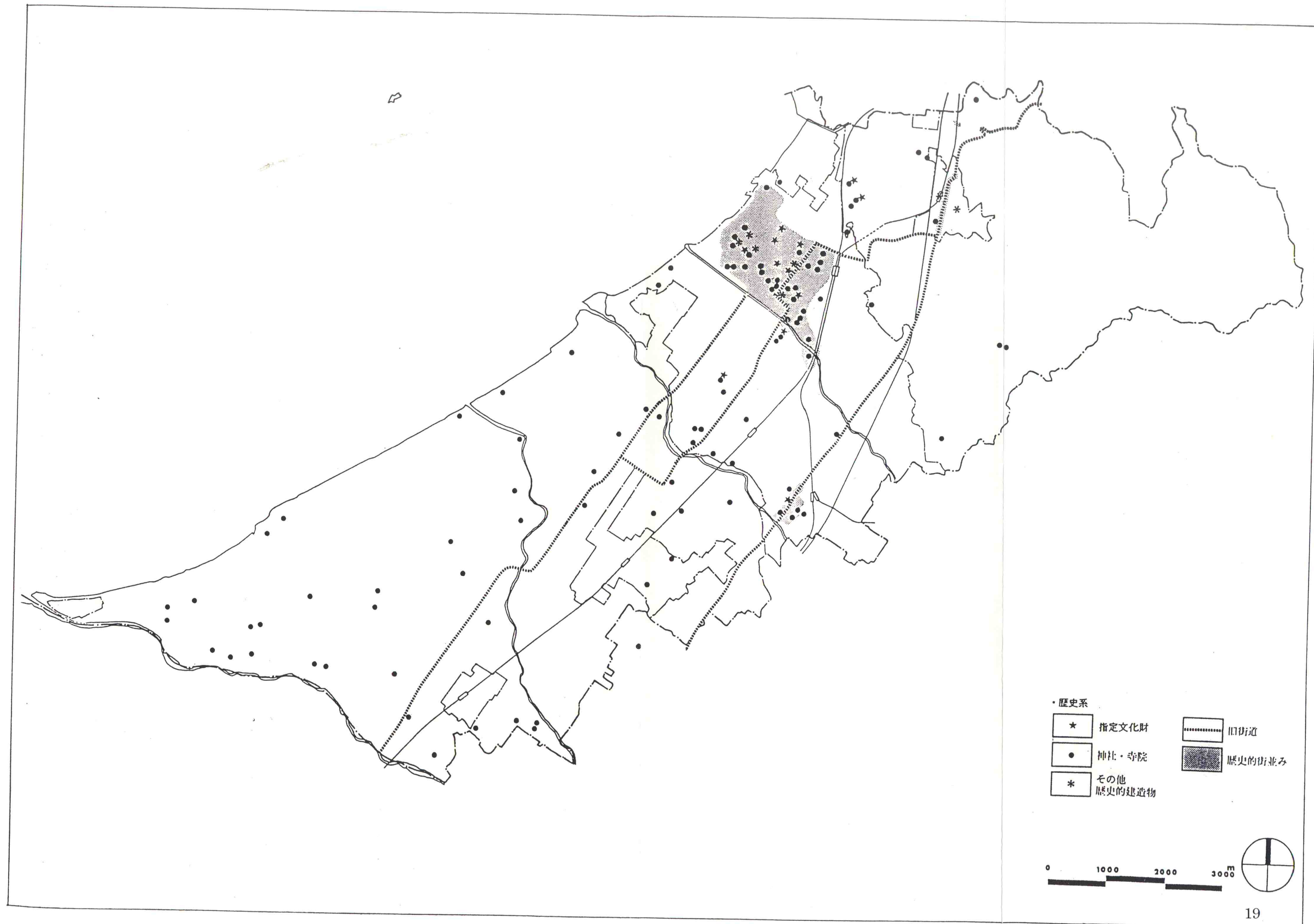


図1-9 歴史系景観特性図

Ⅱ 課題の整理



Ⅱ．課題の整理

計画に向けての課題を下表に整理する。

表Ⅱ－１ 課題の整理

項 目	課 題
環境保全	・ 鈴鹿山系や荒神山等，ランドマークとなる緑，犬上川等の河川と琵琶湖湖岸の軸となる緑に対する担保力の強化が必要である。 ・ 彦根城や社寺林の常緑樹林，低湿地の水辺植生，市北東部の落葉樹林等貴重な自然環境の保全が必要である。 ・ 彦根城や中山道沿いに残る史跡，名勝，市域全域に残る古代の遺跡等と結びついた緑地の保全・再生が必要である。 ・ 犬上川以西での施設緑地の整備が必要である。 ・ 農業従事者の減少，高齢化，後継者不足に対する生産性の高い優良農地の保全整備が必要である。 ・ 近年の急激な開発による，農村の生態系の核や軸となる山地や河辺の自然環境の減少，自然環境の減少にともなう，野生生物の生息地の減少と断片化を防ぎ，線および点的な緑地の保全・創造，これらのネットワーク化が必要である。 ・ 道路沿いの大気汚染や騒音を抑制する緑地の保全・創造が必要である。
レクリエーション	・ 公園や文化施設に対する要望が高いが，現状では不足しており，新たな整備が必要である。 ・ 整備の遅れている日常的なレクリエーションの場である住区基幹公園の適正な配置，整備が必要である。 ・ 住民の日常的な健康運動に供する活動の場づくりが必要である。 ・ 複数のレクリエーション拠点を結ぶ“緑のネットワーク”の形成が必要である。
防 災	・ 河川流域の水害，山間部の地盤災害防止に資する緑の保全が必要である。 ・ 国道や県道沿いの大気汚染や騒音を緩和するオープンスペースや緩衝緑地の保全・創造が必要である。 ・ 災害時の一時避難地となる住区基幹公園の充実，避難路の緑化等，都市の柔構造化が必要である。 ・ 木造家屋の密集地は，街路樹や住区基幹公園の適正な配置による防災機能の強化が必要である。 ・ 拠点避難施設，広域避難地，一時避難地，ヘリポート等のネットワーク化が必要である。

項 目	課 題
景 観	・ ランドマーク的景観やそれを取り巻く副次的景観を構成する緑地の担保力を高める必要がある。 ・ 中山道沿いの古い町並みの保全・再生が必要である。 ・ 島状に残る丘陵地の担保力を高める必要がある。 ・ 歴史的な面影を残すまちと、新しいまちの調和した美しい景観の創造が必要である。 ・ 湖岸景観の保全・創造が必要である。 ・ 住民・企業・行政の三位一体となった緑化施策への取り組みが必要である。
歴 史	・ 潜在的な観光資源の活用が必要である。 ・ 各観光地の拠点となる確保が必要である。 ・ 良好な社寺林の担保力の強化が必要である。
福 祉	・ 福祉ゾーンに立地する地区公園庄堺公園は、彦根市の「バリアフリー公園」のモデルとして整備する必要がある。
総 合	・ 市街化区域内の農地は、生産緑地地区指定等の活用により、緑地としての担保が必要である。 ・ 市街地に隣接する“里山”に、レクリエーションの場づくりが必要である。 ・ 豊かな河川環境を利用した河川緑地の整備推進が必要である。 ・ 美しい街路を修景する道路緑化の推進が必要である。 ・ 新市街地の整備、既成市街地の再整備においては、計画的な緑地の確保が必要である。

III 計画の基本方針



III. 計画の基本方針

(1) 基本理念

彦根を訪れ、まず目を奪われるのが、JR彦根駅の西方金亀山の丘上に白壁の天守閣をのせ、徳川260余年の歴史を今に伝える彦根城の荘厳華麗な景観である。そこにはお城とともに守り伝えられてきた照葉樹林の森や、花見の名所となるお堀端のサクラやウメの林がお城をやさしく包んでいる。これらの緑は悠久の時を刻むように連綿と受け継がれてきたことから、重厚な歴史を感じる緑といえる。

一方、近江平野を南下すれば、田園に代表される水平性の強い農の景観がパノラマ状に広がり、そこには鈴鹿山系に端を発する諸河川が琵琶湖へ流れ込み、その河辺には近畿有数の規模を持つ河辺林が発達し、湖東地域ならではの風景をつくりだしている。これらの緑は河川の堤防を補強し、田園を水害から守る防災の緑の先駆けといえる。また、その植生は学術的評価が高いことから、河川環境の保全活用という視点からも重要な緑といえる。

そして、琵琶湖湖岸を走れば美しい松並木や緑地が広がり、これらは湖岸沿いの集落や農地を琵琶湖からの強風より守るとともに、夏場は近畿圏のレクリエーションの地としても利用されている。

その湖岸より遥か東側を見上げれば、鈴鹿山系とこれに連なる佐和山の稜線がスカイラインを形成し、美しい山の緑の景観をつくっている。

このように、彦根の緑は歴史的まちなみをはじめとして、農、川、湖にその特徴を見ることができ、緑や水で覆われた豊かな彦根のイメージをつくりだしている。

ところで、彦根を湖東地域の中の一都市という視点から眺めると、彦根は湖東の交通、経済、文化の結節点として位置づけられている。これはかつて朝廷の置かれていた京都と、北陸（北陸道）、美濃（中山道）、尾張（東海道）を結ぶ交通の要諦の地として栄えた当時の名残を今に伝えるものである。このように彦根は立地条件を活かして今日の隆盛を築いてきたといえる。そして今後もこれらのポテンシャルを大いに活かし、新たな文化、経済、産業の施策と結びつけながら発展していくであろう。

このようなことから、彦根のまちづくりのキーワードは結ぶ、あるいはつなぐに集約され、それはネットワークに換言される。したがって、彦根の緑の基本計画においては、市域に散在する歴史、農、川、湖、山の緑をネットワーク化して、グリーンシティ彦根の創造をめざすものとする。

歴史と自然の緑を結ぶ

グリーンネットワークシティ彦根の創造

(2) 彦根の緑の概況

彦根の緑を概観すると、68%もの緑被率が示すように、緑豊かな都市と言える。その内訳は、次の通りである。

1. 水平性の強い田園景観に代表される「農の緑」
2. 湖上から眺めれば、山なみの稜線が美しいスカイラインを形成する「山の緑」
3. 琵琶湖湖岸をつなぐ「湖の緑」
4. 山と湖を力強く結ぶ「川の緑」
5. 都市化が著しい市街地において、うるおい、やすらぎを提供する「都市の緑」



図III－1 彦根の緑の現況

(3) 基本方針の設定

彦根の緑を概観してその特性を要約すると、市域全体を見渡せば、自然・人文の緑が大半を占めることから、これらは主に存在機能が優先される緑として位置づけられ、それは保全の必要性が高い緑として捉えられることから、地域制緑地制度や民有地緑化施策を展開し、守っていく必要がある。

次に言えることは、市街地にみる都市の緑であるが、高密度化した市街地の一部には、彦根城を核として照葉樹林による残存林や社寺林などの歴史感あふれる緑が数多くみられ、これらは保全されているものの、都市計画的視点に基づく体系的な緑地配置がなされておらず、また、地域全体を捉えれば、日常的な生活の場となる緑の絶対量の不足が指摘されることから、利用機能を優先する緑の整備・創造が望まれている。

留意すべきこととして、芹川を境に都市の様相が変わる市街化特性に整合した緑の整備である。新しい彦根と古い彦根の特性、課題を熟慮した計画にしなければならない。

そして、これら守り創った緑を後世に残す手立てとして、官民一体となった支援策が必要である。そのためには行政、企業、学校、そして市民みんなが手を結び、ともに支え合うという強い絆が必要であり、そのシステムづくりが望まれるところである。

このような視点に立脚して、彦根市の緑の基本計画の全体基本方針を次のように設定する。

■ 全体基本方針

1. ふるさとの原風景となる農と山の緑を守る。
2. 湖岸と川辺の緑を守り育てる。
3. 残された歴史と文化の香り高いお城の緑、社寺林を守る。
4. 花と水と緑で、いきいきとしたまちによみがえらせる。
5. 街にインフラとしての緑を創る。
6. 公共公益施設、企業などのオープンスペースの緑化を促進し、ふるさとの緑として創り育てる。
7. 多様な緑を緑のベルトでつなぎネットワーク化を図る。
8. 緑のグラウンドワークを展開し、みんなで緑を育てる。

（４）緑の将来像

■20年後の彦根の緑をイメージして

JR 彦根駅から彦根城に至る緑の軸は、かつてはお城通りのみにしか目にはすることはできなかったが、今では市内主要道路ここかしこにおよび、緑豊かな都市・彦根のイメージの礎になっている。それは、単に道路景観の向上に寄与するばかりでなく、緑が都市の伸縮材として都市の柔構造化に大きく貢献し、都市計画的にも防災の緑として位置づけられている。

それは、公園緑地を核として都市の再開発を図る多機能交流拠点事業導入の成果でもある。完成に20年を要したが緑と商業施設が一体化したパークスクエアーが随所に配され、それを核として緑のペDESTリアンが四方に伸び市域中心部をネットワーク化して史跡名勝をつないでいる。沿線には、本町のキャッスルストリートをお手本にしたレトロ風の情緒豊かな町並みが形成され、そこは歩いて彦根の歴史、文化を楽しむ絶好のコースとして観光客に親しまれている。

こうしたコース施設が整備されたおかげで、昔は彦根城のみの観光ルートであったのが、観光客の自由行動圏も拡大し滞在時間も長くなり、今後、彦根市の経済を潤してくれるものと考ええる。

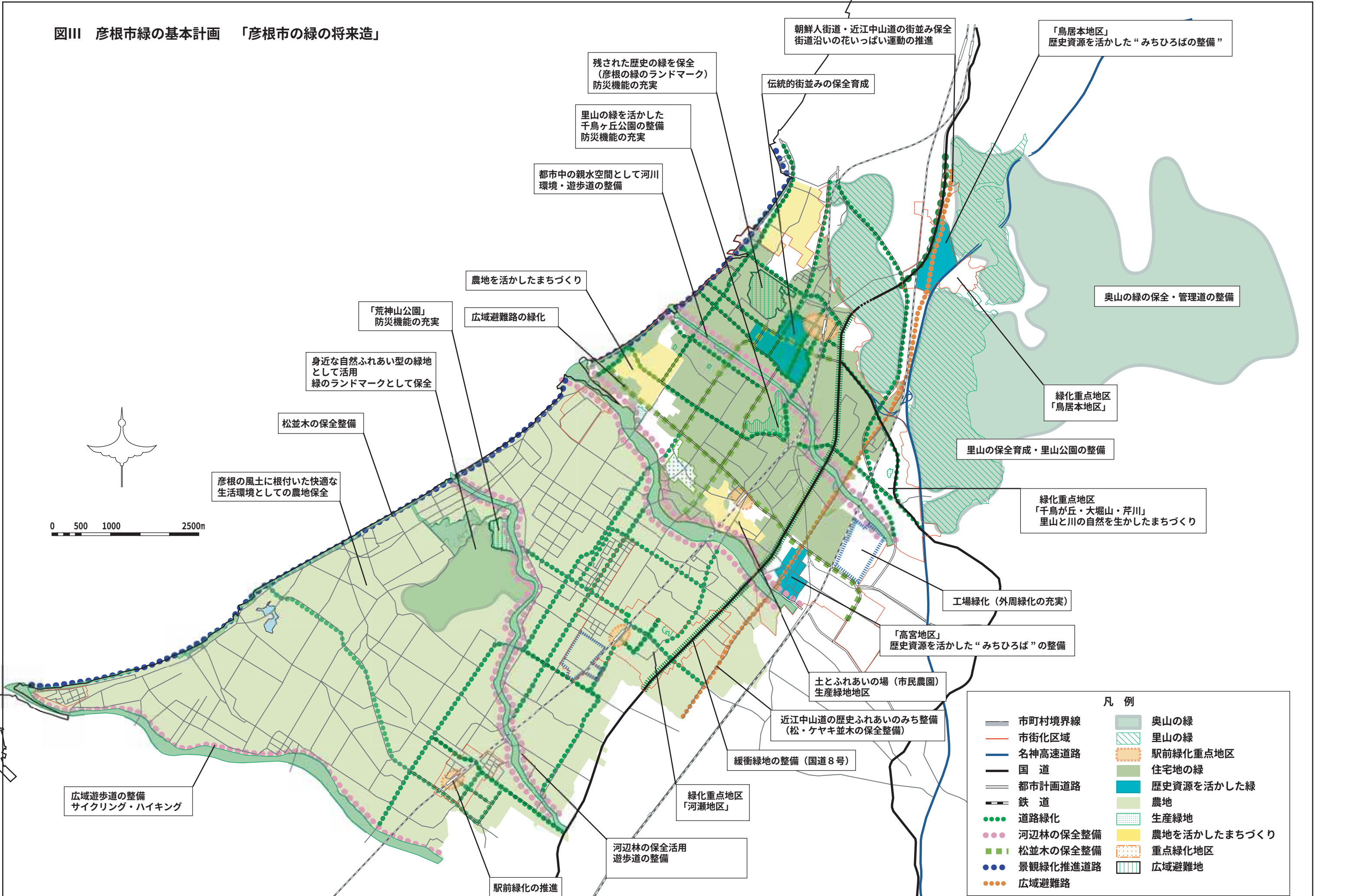
芹川以南の新市街地は、成熟化を迎え、市域には緑が都市のインフラとしてきっちり整備され、うるおいのある生活環境を形成している。とりわけ雨壺山、芹川、そして大堀山緑地保全地区を核とした“緑化重点地区”について、十分な検討を加える必要がある。当地区は、農と都市の緑が調和し、鎮守の森をはじめ、学校の緑、住宅の緑が、道の緑や川の緑でつながり、緑のコリドー（廻廊）の役目を果たし、野鳥、昆虫と共に生きる、人と自然が共生する地区として大きな期待がよせられる。一方、市街化区域外の緑をみると、彦根のふるさとの風景であり心のよりどころとなる荒神山と一体化した田園景観に代表される農の緑、並びに河辺林にみる川の緑は良好に保全されるとともに、残されたクリークは魚、昆虫、小動物の棲み家となり、そこは生き物のオアシスになっている。

このように、創り・守られてきた緑の中に人間や生き物が生活を営む上での種々の機能がうまくちりばめられ、快適で安全な地域環境が育まれてきたのが彦根の緑の大きな特徴と言えよう。

そこでは子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、そして鳥や蝶々、トンボなどの生き物全てが共に生活し、生きているのである。

これらの緑は、市民はもとより、彦根の産、官、学がともに手をたずさえ地道に展開してきた、人と緑を結ぶグリーンネットワーク運動の成果であり、今後とも継承されていくだろう。

図III 彦根市緑の基本計画 「彦根市の緑の将来造」



凡 例	
	市町村境界線
	市街化区域
	名神高速道路
	国 道
	都市計画道路
	鉄 道
	道路緑化
	河辺林の保全整備
	松並木の保全整備
	景観緑化推進道路
	広域避難路
	奥山の緑
	里山の緑
	駅前緑化重点地区
	住宅地の緑
	歴史資源を活かした緑
	農地
	生産緑地
	農地を活かしたまちづくり
	重点緑化地区
	広域避難地

(5) 計画フレームの策定

緑の基本計画の前提条件となる計画対象区域（都市計画区域）人口の見通し、市街地規模について記述する。

彦根市を含む3市2町が「彦根長浜都市計画区域」に指定されており、彦根市 9,815ha の市域全域がこの都市計画区域に含まれている。「彦根市緑の基本計画」は、彦根市の全域を対象とする。

表III-1 計画対象区域フレーム

計画対象市町村名	都市計画区域名称
彦根市の全域 9,815ha	彦根長浜都市計画区域の一部 9,815ha



図III-2 彦根長浜都市計画区域

III. 計画の基本方針

表III-2 緑地の確保目標フレーム

目標年次における 緑地確保目標量	将来市街地面積 に対する割合	都市計画区域面積 に対する割合	市街地面積 (周辺地域も含む) に対する割合
	概ね 620 ha 24 %	概ね 7,130 ha 73 %	概ね 820 ha 28 %

表III-3 都市公園等の緑地目標

年 次	現 況 (H17)	5年後 (H22)	10年後 (H27)	目標年次 (H37)
都市公園等	12.26m ² /人	12.33m ² /人	12.63m ² /人	44.22m ² /人

※目標年次は、河川緑地の面積を含む。

(6) 計画の目標水準の設定

緑地の確保目標水準

緑の基本計画における目標年次（平成 37 年）の緑地確保目標量を表Ⅲ-2 のように設定する。

市街地内及び都市計画区域内における目標水準と、市街地内に関しては、市街地に接した周辺地域の緑地面積も加えた目標量の 3 通りの目標数値を設定する。

それぞれの算定方法は、次の通りである。

表Ⅲ-4 目標年次（平成 37 年）の緑地確保目標量

項 目	現況（H17）面積		目標年次（H37）面積	
都市計画区域面積	9,815ha		9,815ha	
市 街 地 面 積	2,572ha		2,572ha	
都市計画区域内の 緑 地 面 積	6,610ha		7,130ha	
	施 設 緑 地	182.47ha	施 設 緑 地	631.10ha
	地 域 制 緑 地	6,522.83ha	地 域 制 緑 地	6,706.83ha
	施 設 地 域 制 緑 地 間 重 複	99.27ha	施 設 地 域 制 緑 地 間 重 複	204.99ha
市街地内の緑地面積	410ha		620ha	
	施 設 緑 地	100.68ha	施 設 緑 地	203.57ha
	地 域 制 緑 地	359.81ha	地 域 制 緑 地	543.81ha
	施 設 地 域 制 緑 地 間 重 複	54.59ha	施 設 地 域 制 緑 地 間 重 複	128.14ha
市街地に接した 周辺地域の緑地面積	480ha ※1		820ha ※2	
	施 設 緑 地	100.68ha	施 設 緑 地	327.77ha
	地 域 制 緑 地	434.21ha	地 域 制 緑 地	618.21ha
	施 設 地 域 制 緑 地 間 重 複	54.59ha	施 設 地 域 制 緑 地 間 重 複	128.14ha

※ 1 市街地に接した周辺地域の緑地面積〈現況〉は、市街地内の緑地面積〈現況〉に佐和山風致地区－市街化調整区域部分（74.4ha）を加えた数量である。

※ 2 市街地に接した周辺地域の緑地面積〈目標年次〉は、市街地に接した周辺地域の緑地面積〈現況〉に、犬上川緑地（124.2ha）を加えた数量である。

市街地面積に対する割合

$$= \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}} = \frac{620 \text{ (ha)}}{2,572 \text{ (ha)}} = 24 \text{ (\%)}$$

都市計画面積に対する割合

$$= \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}} = \frac{7,130 \text{ (ha)}}{9,815 \text{ (ha)}} = 73 \text{ (\%)}$$

市街地面積（周辺地域も含む）に対する割合

$$= \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}$$
$$= \frac{620 \text{ (ha)} + 124.2 \text{ (ha)} + 74.4 \text{ (ha)}}{2,572 \text{ (ha)} + 124.2 \text{ (ha)} + 74.4 \text{ (ha)}} = 30 \text{ (\%)}$$

IV 緑地の配置方針



滋賀県立大学

IV. 緑地の配置方針

(1) 総合的な緑地の配置方針

各体系別に整理した緑の体系を、ここでは総合的な視点から一体的な緑として捉え、その考え方、配置方針についてとりまとめる。

1. パークシステムの導入により緑のネットワーク網の提案

現況の緑を核として市域全体に、5系統の緑が体系的に整理され、市内縦横に緑のベルトが計画された。これらの機能がさらに充実するようにパークシステムを導入し、緑のネットワーク化を図るものとする。山、川、農、そして史跡名勝に代表される保全型の緑と、公園、緑地、緑道、都市広場等の整備型の緑によるネットワーク網を官民一体となって形成し、相乗効果の高い緑の体系化を図る。

2. 旧市街地に緑のくさびを打ち込む

芹川以北の旧市街地は、スプロール状の木造家屋密集地が拡がり、防災、レクリエーション、生活環境面などで大いに改善が望まれる地域ゆえ、緑を核とした再開発事業や、区画整理事業を導入し、砂漠化した都市に緑のくさびを打ち込むものとする。その際、単に公園緑地や緑のオープンスペースを整備するばかりではなく、道路、河川、学校などの公共公益施設はもとより、大規模店舗や商店街などの民有地も巻き込み、官民一体となった緑化事業を展開し、面的緑を確保していくものとする。

3. 新市街地は緑のモデル地区として整備

芹川と犬上川間の新市街地は、これからの彦根を拓く、副都心地区と位置づけられ、緑化施策の先導的な役割を果たして行かねばならない地域である。したがって、まずは地域全体の住区基幹公園の整備を目指すとともに、次に、当地域には千鳥ヶ丘総合公園、芹川の河川緑地、及び風致地区、そして緑地保全地区候補に挙げられた大堀山と、施設緑地、並びに地域制緑地が集中、重複した地域が存在していることから、これらの地域を大局的視点から捉えた、総合的な緑化計画、並びに施策を導入し、彦根の緑化モデル地区として計画、整備していくものとする。

4. 地域制緑地制度の強化充実

彦根の緑は山、田畑、川、湖などにみるように、自然あるいは近自然系の緑が占める比率が高い。それは農業、林業、山林などにみる生産系の緑と、利用目的のない緑に大別され、これらが彦根の日常的にみる緑のほとんどで、都市公園や緑地などの営造物公園は少ない。

そして根本的な違いは前者のほとんどは民有地であるということに対して、後者の大半は官地であるということである。したがって前者の場合には法的制度の強化、充実が望まれる。幸いなことに本市には琵琶湖、芹川を中心にした風致地区が拡がることから、これらを核として、特に環境保全、防災、景観の視点から所轄官庁の垣根を越えた柔軟性の高い地域制緑地制度の充実を図るものとする。

Ⅳ．緑地の配置方針

(2) 施設緑地の整備目標及び配置方針

1) 施設緑地の整備目標

施設緑地の整備目標については、目標年次の平成 37 年度において、基幹公園で市民一人当たり 10 m²、都市公園で市民一人当たり 40 m²の公園面積の確保を目指して、表Ⅳ－1 の整備目標を設定する。

表Ⅳ-1 都市公園等の整備目標

年 次 緑地種別				現況 (H17)						目標年次 (H37)					
				市街地			都市計画区域			将来市街地			都市計画区域		
				整備量		㎡ /人	整備量		㎡ /人	整備量		㎡ /人	整備量		㎡ /人
				ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
住区 基幹 公園	街区公園	23	6.52	0.59	31	9.04	0.82	46	12.6	1.02	54	14.9	1.20		
	近隣公園	2	1.3	0.12	3	2.54	0.23	13	19.8	1.60	16	22.2	1.79		
	地区公園	1	4.2	0.38	1	4.2	0.38	1	4.2	0.34	1	4.2	0.34		
	総合公園	2	46.94	4.28	3	60.31	5.49	2	56.9	4.59	3	73.5	5.93		
	運動公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	基幹公園計	28	58.96	5.37	38	76.09	6.93	62	93.5	7.54	74	114.9	9.26		
	特殊公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4.0	0.32		
	広場公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	広域公園(湖岸緑地)	1	2.95	0.27	5	58.48	5.33	2	8.5	0.69	5	68.95	5.56		
	緩衝緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	都市緑地(河川緑地)	—	—	—	—	—	—	1	49.2	3.97	4	360.5	29.07		
	緑道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	都市林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	国の設置によるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
都市公園計		29	61.91	5.64	43	134.57	12.26	65	151.2	12.19	84	548.33	44.22		
開発公園等	開発公園等	184	6.21	0.57	201	6.98	0.64	184	6.21	0.50	201	6.98	0.56		
	その他(県立総合運動場等)	—	30.71	2.80	—	42.32	3.86	—	30.71	2.48	—	42.32	3.41		
公共施設緑地計		—	36.92	3.36	—	49.30	4.49	—	36.92	2.98	—	49.30	3.98		
寺社境内地	寺社境内地	—	12.05	1.10	—	25.06	2.28	—	12.05	0.97	—	25.06	2.02		
	民間施設緑地計	—	12.05	1.10	—	25.06	2.28	—	12.05	0.97	—	25.06	2.02		
施設緑地計		—	110.88	10.10	—	208.93	19.03	—	200.17	16.14	—	622.69	50.22		

2) 施設緑地の配置方針

施設緑地の配置方針においてまず言えることは、都市公園をはじめとする各種の施設緑地は、人の日常生活を支える緑のインフラとしての役目を担うことから、人が住む市街化区域での配置を基本としている、ということである。

彦根市における市街化区域の配置形態は、先に述べたように芹川を境に以北の旧市街地と以南の新市街地、および犬上川以南の田園地帯内に散在する飛市街地に大別されるが、施設緑地の緊急な整備が望まれ、かつ柔軟な対応が期待されるのが、芹川、犬上川間の新市街地である。当地域のまちづくりはこれからのことであることから、日常的に要望の多い住区基幹公園の体系的整備が必要とされる。特に河川の緑地軸を中心に道路、学校等を新たな緑地軸、緑化拠点として捉え、緑のストラクチャとして、都市の骨格を形成する緑の配置計画を実施していくものとする。

次に言えることは、彦根城を中心にした旧市街地と、田園地帯に散在する飛市街地であるが、これらの地域でも生活に直結する街区、近隣公園の整備が望まれていることから、区画整備事業や土地利用計画の見直し事業において、これらを地域の核、拠点として整備していくものとし、その場合、既存の史跡や都市広場等と一体性のある整備を図っていくものとする。

その他、市民の要望の多い都市型のテーマ性、アミューズメント性の高い公園を整備していくものとする。

これらについてはまだ未整備の総合公園が2箇所も存在していることから、市の記念事業や国の特別公園事業等を機会に、各種の補助事業を導入して整備していくものとする。

①住区基幹公園

a. 街区公園

街区公園は各住区において、平成37年までに一人当たり1㎡を満足するように配置する。

b. 近隣公園

近隣公園は各住区において、平成37年までに一人当たりほぼ2㎡を満足するように配置する。

c. 地区公園

地区公園は庄堺公園1箇所であるが、中心市街地に配置されている金亀公園、千鳥ヶ丘公園が、地区公園を代替する公園として位置づけられる。

したがって、金亀公園、千鳥ヶ丘公園については、住区レベルの利用にも配慮した施設整備をおこなうものとする。

②都市基幹公園

総合公園のうち計画決定済みの千鳥ヶ丘公園、荒神山公園ならびに、金亀公園についてもいっそうの充実を図り、一人当たり5㎡以上を確保する。

Ⅳ．緑地の配置方針

③緑地

緑地は平成 37 年までに、計画決定済み未整備区域（湖岸緑地 10.52ha、河川緑地 360.50ha）の整備完了を目標とする。

④工場緑地

工場緑地は、敷地面積の 20%以上を目標に、対象工場の拡大、工場立地法施行以前の工場にも、協力を求めるものとする。

（３）地域制緑地制度における緑地の整備目標及び配置方針

１）地域制緑地制度における整備目標

地域制緑地については、新たに大堀山緑地保全地区の指定、および市街地内農地約 180ha を生産緑地地区とし、市街地の永続的な緑地確保を図る。

表Ⅳ-2 地域制緑地の整備目標

(単位：ha)

			現況（H17）		目標年次（H37）	
			市街地	都市計画区域	市街地	都市計画区域
		緑地保全地区	—	—	—	—
		風致地区	190.36	1,357.50	190.36	1,357.50
		生産緑地地区	—	—	184.00	184.00
		その他法によるもの	143.61	9,736.84	143.61	9,736.84
	法によるもの計		333.97	11,094.34	517.97	11,278.34
	条例等によるもの		192.96	489.18	192.96	489.18
	小計		526.93	11,583.52	710.93	11,767.52
	地域制緑地の重複		167.12	5,061.89	175.12	5,069.89
地域制緑地計			359.81	6,521.63	535.81	6,697.63

2) 地域制緑地制度における配置方針

① 緑地保全地区、風致地区

大堀山風致地区は、孤立的に存在する小丘陵地で、周辺が平地であるため、地域のランドマークとなる緑である。周囲は住居系、工業系の用途地域に指定されており、近年都市化が進んでいる。

大堀山は、土地はすべて民有で、現在のところ風致地区以外に土地利用上の制限はない。またこの緑地が失われると周辺にはまとまった緑地が全く無くなることになる。よってこの緑地を緑地保全地区に指定し、永続的な担保を図る。

また、市街化区域内、または市街化区域を取り巻く丘陵地や山地、河川等の風致地区は、今後も引き続き、当地域の風致の維持を図っていく。

② 生産緑地地区

市街化区域内農地のうち、保全するものについては生産緑地地区として指定し、農地として保全していく他、市民農園等として活用していく。また、周辺の状況を見ながら都市公園等の施設としても確保していく。

③ その他条例等によるもの

滋賀県の風景条例に基づき、景観形成地区として琵琶湖岸、国道 307 号線沿道、芹川が指定を受けており、指定によって美しいふるさと滋賀の風景を守り育てることを目的としている。同じく景観条例に基づき、住民による自主的な緑づくりを助成する近隣景観形成協定がある。これらの制度は今後も、積極的に活用していくものとする。

また、新たに住民参加方式の都市緑化の有効な方策として、都市緑地保全法に基づく緑地協定制度を設けるものとする。

V 緑地の配置計画

中央町 セタかざり



V. 緑地の配置計画

前章の5系統別配置方針を受けて、以下に具体的な配置計画を示す。

(1) 環境保全系統

1. 彦根の骨格を形成する緑地の保全・活用

- ・ 市域に島状に点在する丘陵地（荒神山・山崎山・雨壺山・大堀山・佐和山）、市域を横断する主要河川（愛知川・宇曾川・犬上川・芹川・矢倉川）、市域北東部の鈴鹿山系、琵琶湖沿岸の緑地を保全し、緑の軸、核として位置づける。
- ・ 骨格を形成する緑地や、市域に数多い社寺林等において、良好な植生群落、野生生物生息地は特に貴重な緑地として保全を図る。
- ・ 湿生植物が豊かで、野鳥が飛来する内湖の曾根沼、野田沼、神上・小屋場沼を守り育てる。
- ・ 犬上川南部一帯と市北部の一部に広がる市街化調整区域の農地は、彦根の風土に根付いた快適な生活環境であり、今後も守り育てる。

2. 市街地内に残された良好な緑の保全・活用

- ・ 中心市街化区域内の島状の丘陵地（金亀山・雨壺山・大堀山）は、市街地の緑の核として保全する。都市計画決定が打たれている千鳥ヶ丘総合公園は、良好な樹林地を活かした公園整備を進める。
- ・ 中心市街地を流れる芹川は、身近な親水空間として美しい川環境を守り育てる。
- ・ 現況では、市街化区域内に約442haの農地が分布している。今後、周辺の宅地化が徐々に進むことが予測されるが、市街地に緑地を確保するため、生産緑地地区指定を行い、適正な緑の保全を図る。

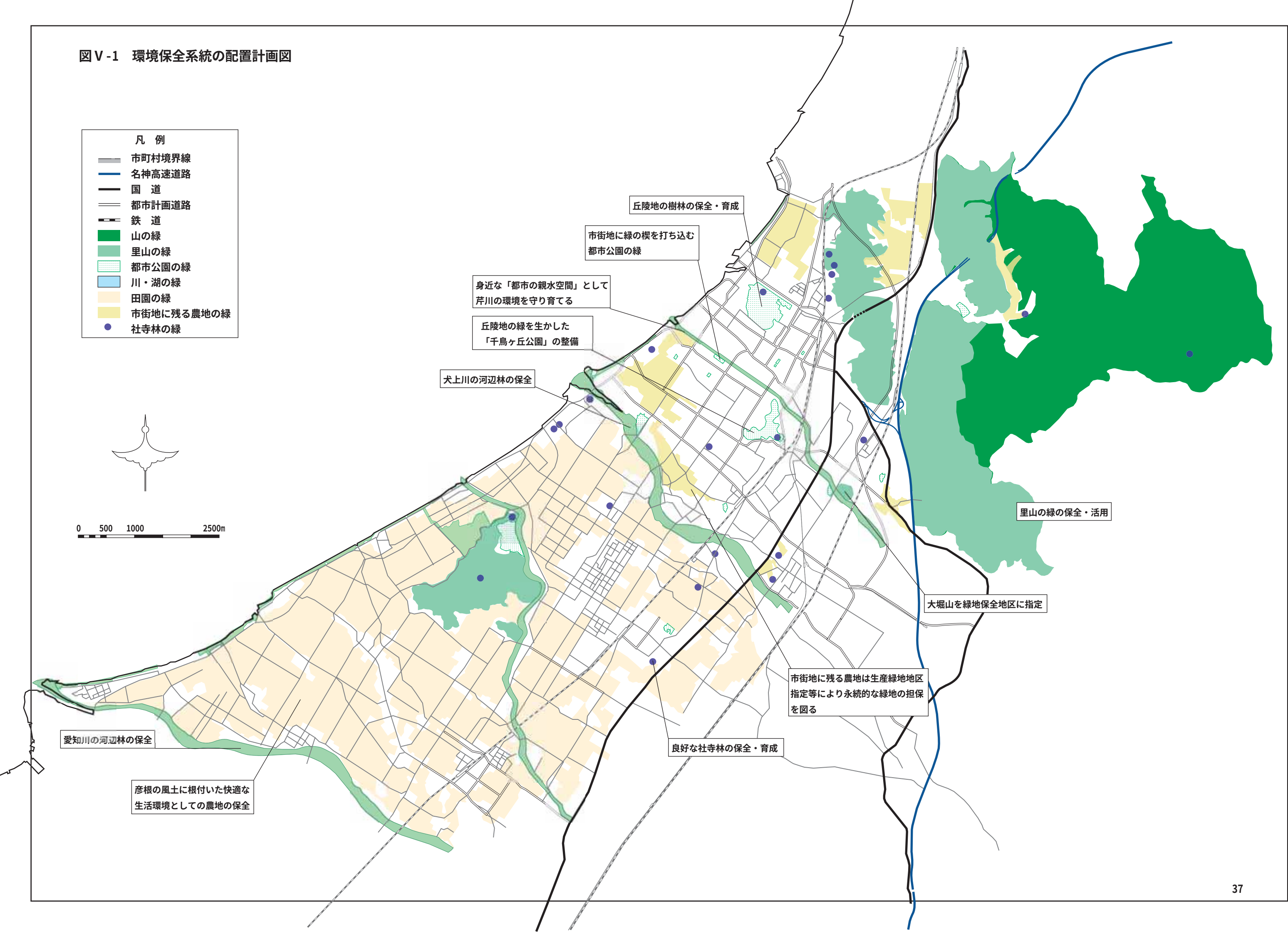
3. 緑地保全地区を取り入れた自然感豊かなまちづくりの実践

- ・ 中心市街化区域において良好な落葉樹林が分布している“大堀山風致地区”は、緑地保全地区として指定し、豊かな自然環境を確保する。保全目標は8haとする。

4. 緑の生活環境インフラとしての整備

- ・ 市街地に居住する市民にとって、最も身近な緑地となる街区公園の整備を進める。

図 V -1 環境保全系統の配置計画図



(2) レクリエーション系統

1．日常的レクリエーションの核となる住区基幹公園の整備

住区基幹公園の整備は，単にレクリエーション機能の充実という視点にとどまらず，防災機能，生活環境基盤の充実という視点からも重要であり実現性の高い計画の策定が望まれる。

したがって，ここでは整備すべき公園の絶対量を算出し，その目標値にしたがった各住区別の計画を策定するものとする。

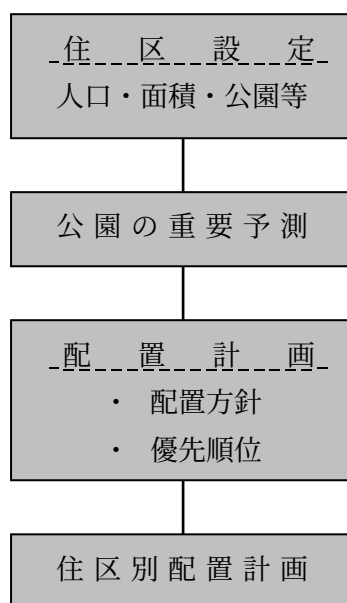


図 V-2 公園の住区別計画の策定手順

1) 住区の設定

住区は，都市生活の単位となるもので，土地利用，災害時の避難地，避難路，都市施設（小学校）の配置等を鑑み，公園の利用を考慮して設定される。

① 設定条件

住区標準規模

人口：約 8,000 人～12,000 人

面積：約 80ha～120ha

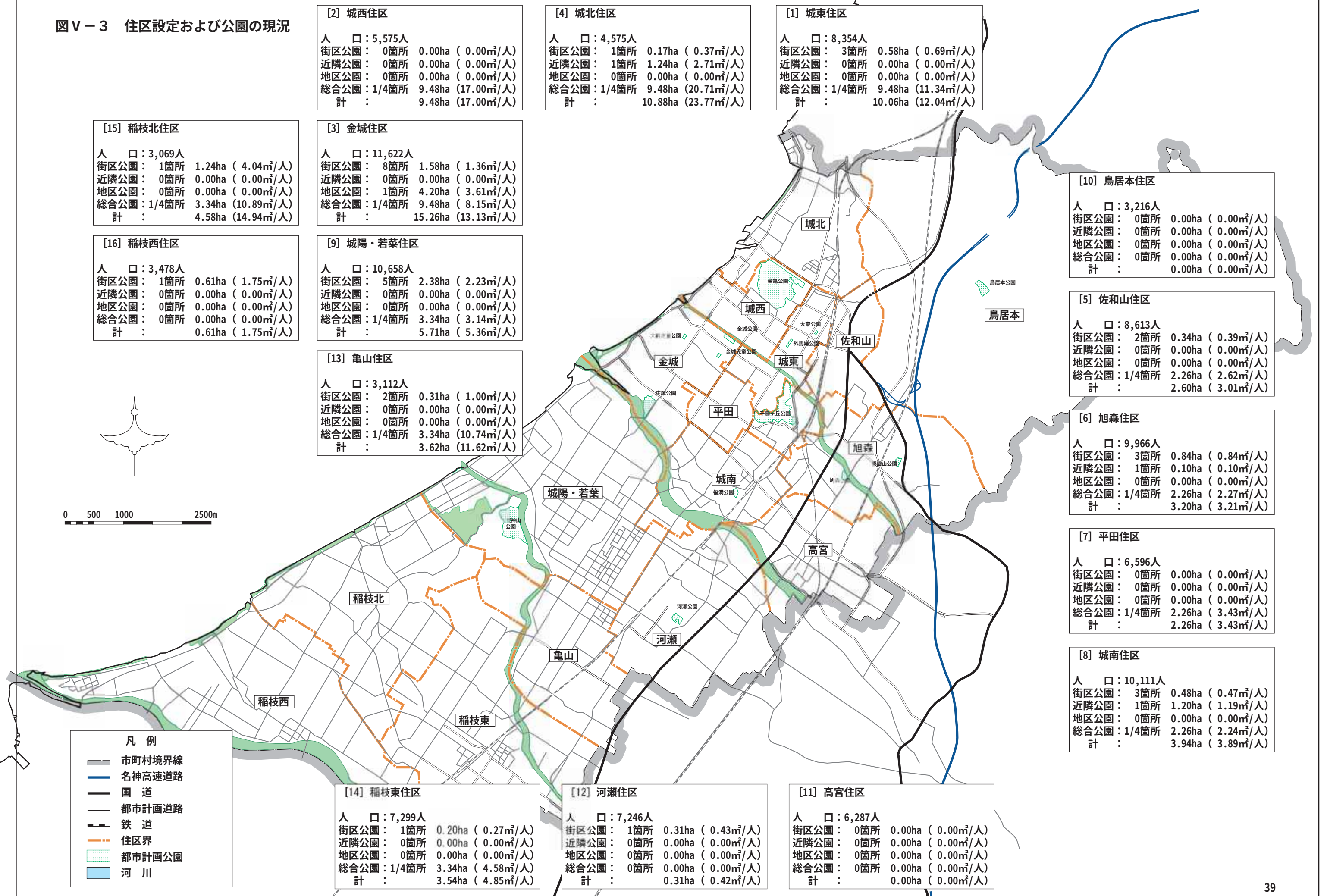
まとまりの要素

町界，小学校区，市街地の連担等

分断要素

河川，鉄道，幹線道路（広域避難地）等

図V-3 住区設定および公園の現況



2) 住区基幹公園の需要予測

目標年次（H37）までの、整備必要量は、下表のわが国の21世紀初頭を目標とする都市公園等の整備水準を用い、各住区ごとに住区基幹公園必要量を算定している。

住区基幹公園の配置の考え方としては、誘致距離から整備必要量を算定する方法もあげられるが、モデルとなる整備標準量は人口密度100人/haを指標としており、彦根市の場合、市街地の将来人口密度は約36人/haとなっていることから、誘致圏を満足するような配置をおこなうと、一人当りの目標量を越える整備量が必要となる。そこで、彦根市の配置計画については、一人当りの目標量から算定される整備水準を採用するものとする。

彦根市の都市公園の特色として、現況および計画決定済の総合公園が3箇所あり、このうち2箇所が中心市街地に近接して配置されている。この総合公園は、住区レベルでは地区公園としての役割を担う緑地としても位置づけられる。したがって地区公園の一人当り面積は、総合公園の面積を加算して算定している。

整備標準必要量の予測の結果、不足状況は以下のとおりである。

街区公園— 金城、城東、亀山、新海浜住区は、整備必要量を満足しているが、それ以外の10住区については不足している。

近隣公園— 近隣公園は、現況および計画決定済公園が7箇所、6住区に配置されているが、標準整備量を満足しているのは鳥居本、城北、旭森、河瀬住区のみである。その他の住区については不足している。

地区公園— 地区公園は、金城住区に庄堺公園が1箇所あるのみであるが、総合公園を住区レベルの地区公園へ置き換えているため、整備標準量は十分に満足している。

表V-1 都市公園等の整備の長期目標

公 園 種 別		21世紀初頭の目標 (㎡/人)
基幹公園	住 区 基 幹 公 園	4.0
	街 区 公 園	1.0
	近 隣 公 園	2.0
	地 区 公 園	1.0
	都 市 基 幹 公 園	4.5
	総 合 公 園	3.0
	運 動 公 園	1.5
その他の公園	特 殊 公 園	8.5
	緩 衝 緑 地	
	都 市 緑 地	
	緑 道	
公大規模園模	都 市 林	3.0
	大 規 模 公 園	
	広 域 公 園	
都 市 公 園 等 合 計	国 営 公 園	1.0
		20.0

表 V-2 整備標準必要量の予測（住区基幹公園）

番号	住区	現況人口	将来人口	標準整備量						現況量						不足量					
				街区公園		近隣公園		地区公園		街区公園		近隣公園		地区公園		街区公園		近隣公園		地区公園	
				箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
1	城東	8,354	9,436	3	0.93	1	1.5	0	0	3	0.58	0	0.00	0	0.00	0	0.35	1	1.50	0	0.00
2	城西	5,575	6,297	3	0.75	1	1.5	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	0.75	1	1.50	0	0.00
3	金城	11,622	13,128	9	1.84	2	2.6	1	4.2	8	1.59	0	0.00	1	4.20	1	0.25	2	2.60	0	0.00
4	城北	4,575	5,168	3	0.67	1	1.239	0	0	1	0.17	1	1.24	0	0.00	2	0.50	0	0.00	0	0.00
5	佐和山	8,613	9,729	4	0.84	1	1.5	0	0	2	0.34	0	0.00	0	0.00	2	0.50	1	1.50	0	0.00
6	旭森	9,966	11,257	3	0.84	2	2.7	0	0	3	0.84	1	0.10	0	0.00	0	0.00	1	2.60	0	0.00
7	平田	6,596	7,451	5	1.25	1	1.5	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	1.25	1	1.50	0	0.00
8	城南	10,111	11,421	4	0.73	1	1.2	0	0	3	0.48	1	1.20	0	0.00	1	0.25	0	0.00	0	0.00
9	城陽・若葉	10,658	12,039	5	2.37	0	0	0	0	5	2.37	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10	鳥居本	3,216	3,633	2	0.50	1	1.2	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.50	1	1.20	0	0.00
11	高宮	6,287	7,102	4	1.00	1	1.5	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	1.00	1	1.50	0	0.00
12	河瀬	7,246	8,185	2	0.56	1	1.3	0	0	1	0.31	0	0.00	0	0.00	1	0.25	1	1.30	0	0.00
13	亀山	3,112	3,515	3	0.56	1	1.5	0	0	2	0.31	0	0.00	0	0.00	1	0.25	1	1.50	0	0.00
14	稲枝東	7,299	8,245	2	0.45	1	1.5	0	0	1	0.20	0	0.00	0	0.00	1	0.25	1	1.50	0	0.00
15	稲枝北	3,069	3,467	1	1.24	1	1.5	0	0	1	1.24	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.50	0	0.00
16	稲枝西	3,478	3,929	1	0.61	0	0	0	0	1	0.61	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計		109,777	124,000	54	15.13	16	22.24	1	4.20	31	9.03	3	2.54	1	4.20	23	6.10	13	19.70	0	0.00

※現況人口は、平成17年10月1日現在の「住民基本台帳」より抽出したもの(107,952人)をもとに、平成17年度国勢調査結果(109,777人)に合わせて調整した。

※住区人口=109,777人／107,952人×各住区人口(住民基本台帳)

※将来人口は、計画フレーム(12,4000人)に、平成17年現況人口の住区別構成比を乗じて求めた。

3) 住区基幹公園配置計画

① 配置方針

- ・ 街区公園は、各住区ごとに1㎡／人の整備を目標とし、新規に23箇所、約5.9haを整備する。
- ・ 近隣公園は、概ね各住区に1箇所の設置を目標とするが、住区規模の小さい新海浜や総合公園が設置されている城西、平田地区には設置しないものとする。
- ・ また、河瀬、亀山地区は2住区で河瀬公園を供用する。
- ・ 各住区ごとに2㎡／人の面積確保を目標とし、現況及び計画決定済の公園面積についても再検討し、一部、拡大整備をおこなうものとする。
- ・ 新規整備は、13箇所、19.70haとする。
- ・ 地区公園は、市街地の総合公園を含めると、整備標準量を満足しているため、新たな整備はおこなわない。
- ・ 街区公園、近隣公園ともに、新規整備については、計画決定の打たれている箇所の拡大整備、また街区公園は、街区公園の機能を持つと見なされる児童遊園、草の根広場の規模拡大を図るなどして、整備必要量の軽減を図る。
- ・ 新規配置については、誘致圏を睨んだ均等配置を基本とするが、将来の土地利用、人口分布等を勘案し、調整を図った上で配置を決定する。
- ・ 新規配置場所は、公共用地の未利用地、将来市街化が予想される地域では農地を優先的に活用する。

② 整備の優先順位

次のような区域について、優先的に整備をおこなう。早期整備が望まれる公園については、中間年次（H27）までに整備に着手するものとする。

■ 優先的な整備（早期整備）が望まれる公園

1. 鳥居本住区の運動広場を備えた近隣公園の整備
2. 緑化重点地区に位置する公園の整備
3. 住宅密集地において、災害時の一次避難地となる街区公園の整備
4. 現況で一人当りの公園整備量の少ない住区における街区公園の整備
5. 将来、農地から住宅地への移行が予測される区域の街区公園の整備

③ 住区別配置計画

住区毎に街区公園、近隣公園の配置目標を設定した。

なお、現況（H17）の人口は「住民基本台帳（平成17年10月1日現在）」より求めた。また、中間年次、目標年次の人口は、それぞれの計画フレームに現況人口の住区人口構成比を乗じて求めたものである。

[1] 城東住区

彦根駅前の商店街や市役所等の公共施設が立地する人口密度の高い地域である。彦根の中心地として適正な公園配置による都市づくりが望まれる住区である。新たに近隣公園を整備するとともに、外馬場公園（街区公園）の早期整備を図る。

表 V-3 城東住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	8,354人			9,056人			9,437人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	3	0.58	0.69	3	0.93	1.03	3	0.93	0.99
近隣公園	—	—	—	—	—	—	1	1.50	1.59

[2] 城西住区

街区公園、近隣公園ともに未整備であるが、住区内に総合公園の金亀公園が整備されているため、本住区においては、街区公園と近隣公園の整備を各1箇所行う。

表 V-4 城西住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	5,575人			6,043人			6,297人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	—	—	—	—	—	—	3	0.75	1.19
近隣公園	—	—	—	—	—	—	1	1.50	2.38

[3]金城住区

当地区は住宅密集地であり、災害時における防災面の強化が望まれる。従って一時避難地や延焼防火帯としての役割が期待される金城公園（近隣公園）及び金城児童公園（街区公園）の早期整備を図る。

表 V-5 金城住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	11,622人			12,599人			13,128人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	8	1.58	1.36	9	1.83	1.45	9	1.83	1.39
近隣公園	—	—	—	1	1.10	0.87	2	2.60	1.98

[4] 城北住区

住区内に県立総合運動場、隣接住区に金亀公園（総合公園）があり、施設緑地に恵まれている。新たな配置は、街区公園 2 箇所とする。

表 V-6 城北住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	4,575人			4,959人			5,167人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	1	0.17	0.37	1	0.17	0.34	3	0.67	1.30
近隣公園	1	1.24	2.71	1	1.24	2.50	1	1.24	2.40

[5]佐和山住区

近年、宅地開発等により人口の増加している地区である。街区公園、近隣公園ともに新たに整備する。

表 V-7 佐和山住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	8,613人			9,337人			9,729人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	2	0.34	0.39	2	0.34	0.36	4	0.84	0.86
近隣公園	—	—	—	—	—	—	1	1.50	1.54

[6]旭森住区

本住区は、2箇所近隣公園として計画決定が打たれているが、一部整備済みの旭森公園を優先的に整備する。

表 V-8 旭森住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	9,966人			10,803人			11,257人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	3	0.84	0.84	3	0.84	0.78	3	0.84	0.75
近隣公園	1	0.10	0.10	2	2.70	2.50	2	2.70	2.40

[7]平田住区

本住区の千鳥ヶ丘総合公園が都市計画決定されている。街区公園を新たに5箇所、近隣公園を1箇所整備する。

表 V-9 平田住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	6,596人			7,150人			7,450人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	—	—	—	—	—	—	5	1.25	1.68
近隣公園	—	—	—	—	—	—	1	1.50	2.01

[8]城南住区

本地区においては、既に街区公園が3箇所、近隣公園（福満公園）が1箇所整備されており、街区公園を新たに1箇所整備する。

表 V-10 城南住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	10,111人			10,961人			11,422人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	3	0.48	0.47	3	0.48	0.44	4	0.73	0.64
近隣公園	1	1.20	1.19	1	1.20	1.09	1	1.20	1.05

[9] 城陽・若葉住区

城陽・若葉住区は、琵琶湖岸に面し、荒神山公園、曽根沼、宇曽川など多くの緑資源を有する住区で、既に街区公園 4 箇所、近隣公園 1 箇所が整備されている。

表 V -11 城陽・若葉住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	10,658人			11,554人			12,039人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	5	2.38	2.23	5	2.38	2.06	5	2.38	1.98
近隣公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[10] 鳥居本住区

鳥居本地区は、住民の日常的な健康運動の利用に供する緑地がないため、運動広場の機能を有する 1.2ha の近隣公園を整備する。設置は、鳥居本地区と宮田地区の利用者に配慮して配置する。この地点は、現在、市街化調整区域であるが、周辺は集落が張り付いており、新たに工業団地が整備されることから、将来的には市街化区域への移行が想定される。またこの近隣公園配置に伴って、現状で都市計画決定の打たれている鳥居本公園は、計画変更する。

表 V -12 鳥居本住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	3,216人			3,487人			3,634人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	—	—	—	—	—	—	2	0.30	0.83
近隣公園	—	—	—	1	1.20	3.44	1	1.20	3.30

[11]高宮住区

街区公園，近隣公園ともに未整備である。今後，住宅地の拡大が予想される地域であり，早期整備が望まれる。

表 V -13 高宮地域の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	6,287人			6,815人			7,101人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	—	—	—	—	—	—	4	1.00	1.41
近隣公園	—	—	—	—	—	—	1	1.50	2.11

[12]河瀬住区

河瀬，亀山住区は隣接して，一つのまとまった市街地を形成しており，近隣公園については，河瀬公園を両地区の利用に供するよう整備する。

表 V -14 河瀬住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	7,246人			7,855人			8,185人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	1	0.31	0.43	1	0.31	0.39	2	0.56	0.68
近隣公園	—	—	—	1	1.30	1.65	1	1.30	1.59

[13]亀山住区

住宅化が今後も進む地域であると考えられることから，街区公園を新たに1箇所、近隣公園を1箇所整備する。

表 V -15 亀山住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	3,112人			3,373人			3,515人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	2	0.31	1.00	2	0.31	0.92	3	0.56	1.59
近隣公園	—	—	—	—	—	—	1	1.50	4.27

V. 緑地の配置計画

[14]稲枝東住区

稲枝住区は、一つのまとまった市街地を形成しており、新たに街区公園 1 箇所、近隣公園 1 箇所の設置を図る。

表 V -16 稲枝東住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	7,299人			7,913人			8,245人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	1	0.20	0.27	1	0.20	0.25	2	0.45	0.55
近隣公園	—	—	—	—	—	—	1	1.50	1.82

[15]稲枝北住区

稲枝北住区は、比較的規模の大きい街区公園 1 箇所があり、新たに近隣公園 1 箇所の設置を図る。または、稲枝地区ふれあい広場（1.24ha）の位置づけを街区公園から近隣公園に変更し、新たに街区公園を 1 箇所整備する。

表 V -17 稲枝北住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	3,069人			3,327人			3,467人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	1	1.24	4.04	1	1.24	3.73	1	1.24	3.58
近隣公園	—	—	—	—	—	—	1	1.50	4.33

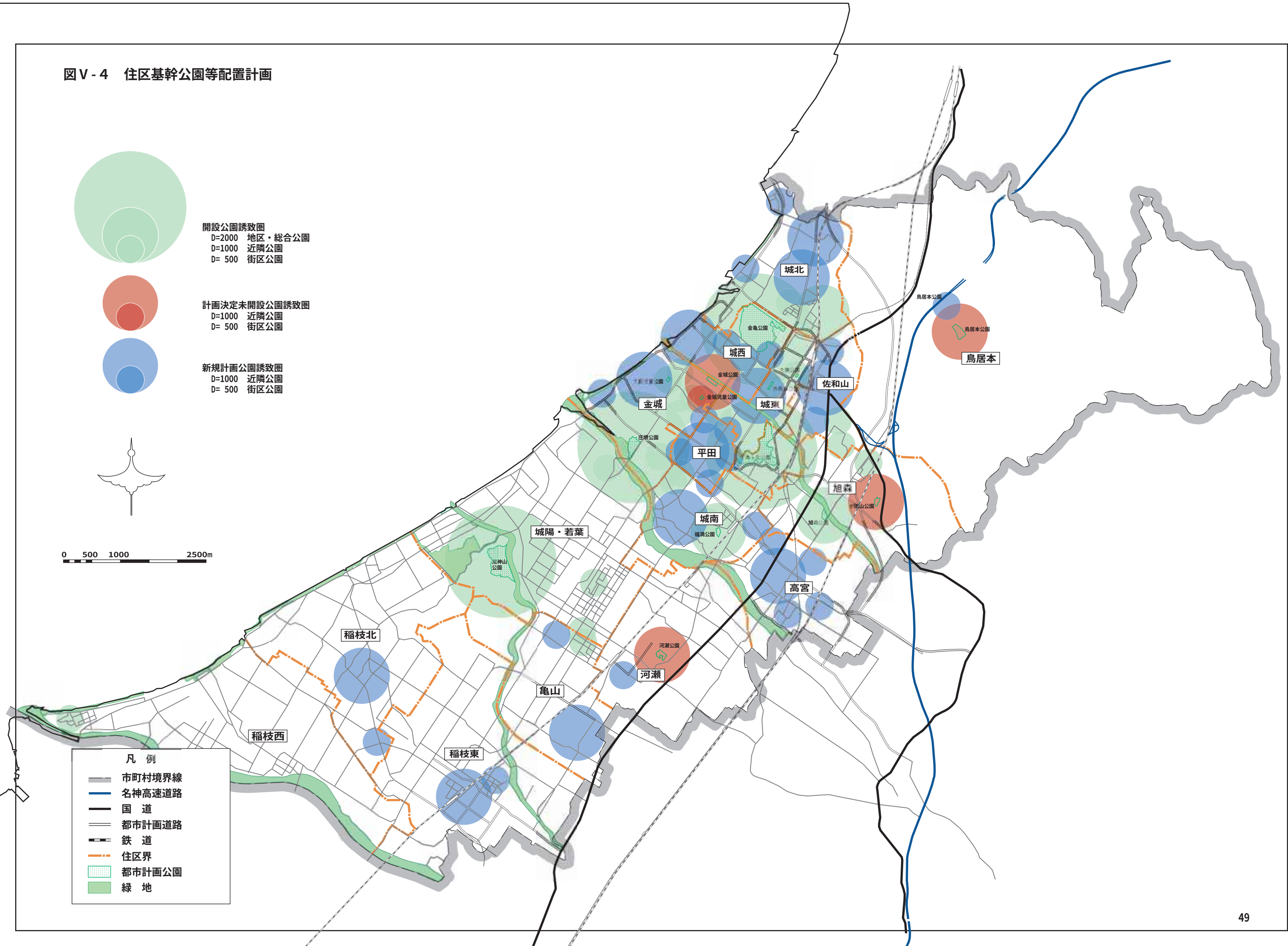
[16]稲枝西住区

稲枝西住区の新たな公園配置はおこなわないものとする。

表 V -18 稲枝西住区の配置目標

年次 公園種別	現 況 (H17)			中間年次 (H27)			目標年次 (H37)		
	3,478人			3,770人			3,928人		
	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人	箇所数	面積(ha)	m ² /人
街区公園	1	0.61	1.75	1	0.61	1.62	1	0.61	1.55
近隣公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—

図 V - 4 住区基幹公園等配置計画



2. テーマ性の高い公園の整備

- ・ 琵琶湖を活かした滞在型レクリエーションの拠点として、湖岸沿いの遊休地等を利用したオートキャンプ場の検討。
- ・ 湖岸道路沿いに琵琶湖の景観や彦根市の歴史的な風物を活かした“道の駅”の誘致を検討し、車によるアクセスの活性化を図る。

3. 自然ふれあい型レクリエーション機能の充実

- ・ 市街地内の農地（休耕地）を市民農園とし開放願い、市民が身近に土とふれあえるレクリエーション空間として整備する。
- ・ 河川緑地として計画決定が打たれている4河川はそれぞれが、特色のある自然や形態、周辺地域の土地利用を有している。整備に当たっては各河川の公園としての利用ポテンシャルを十分吟味し、調整を図るものとする。

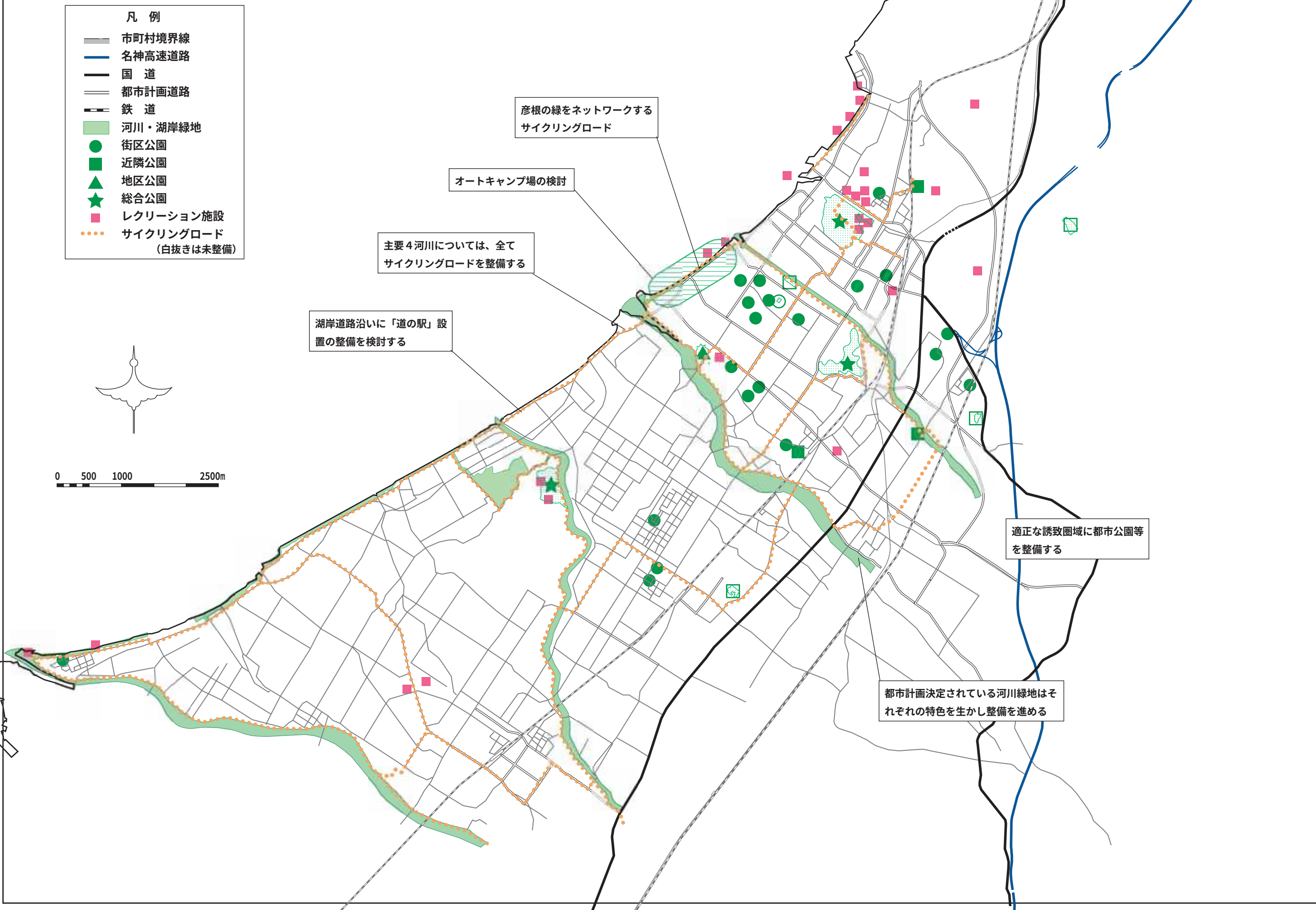
4. レクリエーション施設のネットワーク化の促進

- ・ 彦根市の緑の軸として豊かな自然を有する川や湖、丘陵地帯、緑の核となる総合公園を結ぶサイクリング道路の検討を図る。整備に当たっては、現況のサイクリングロードや広幅員の一般道を出来る限り活用する。

5. ふれあい広場の整備

- ・ 彦根市内の各中学校区に1箇所ずつ、世代間交流の場となる面積約5,000㎡の広場を整備することを目的とした“ふれあい広場整備事業”を展開する。

図V-5 レクリエーションシステムの配置計画



(3) 防災系統

1. 災害予想地は永続性の高い緑地で確保

- ・ 市北東部の山岳地，雨壺山，荒神山，佐和山等の 30°以上の急傾斜地は，地滑りの危険性が高く，山麓の樹林地の保全が必要である。
- ・ 犬上川，芹川沿岸の一部の水害発生予想地域は，河辺林の保全を図る。
- ・ 彦根市中心部の旧市街地は，木造家屋が多く道幅が狭いため，災害時の被害の拡大が懸念される。このような地域においては，適正な誘致距離で住区基幹公園を配置し，道路緑化，公共施設の緑化，民有地の緑化を推進し，安全な都市をつくる。
- ・ 国道8号線沿道付近は，出火予測地域，震度6以上予測地域，地すべり予測地域等，災害発生予測地域が多く分布しているため，これらの諸要因を抑制する緩衝緑地帯を連続して配置する。

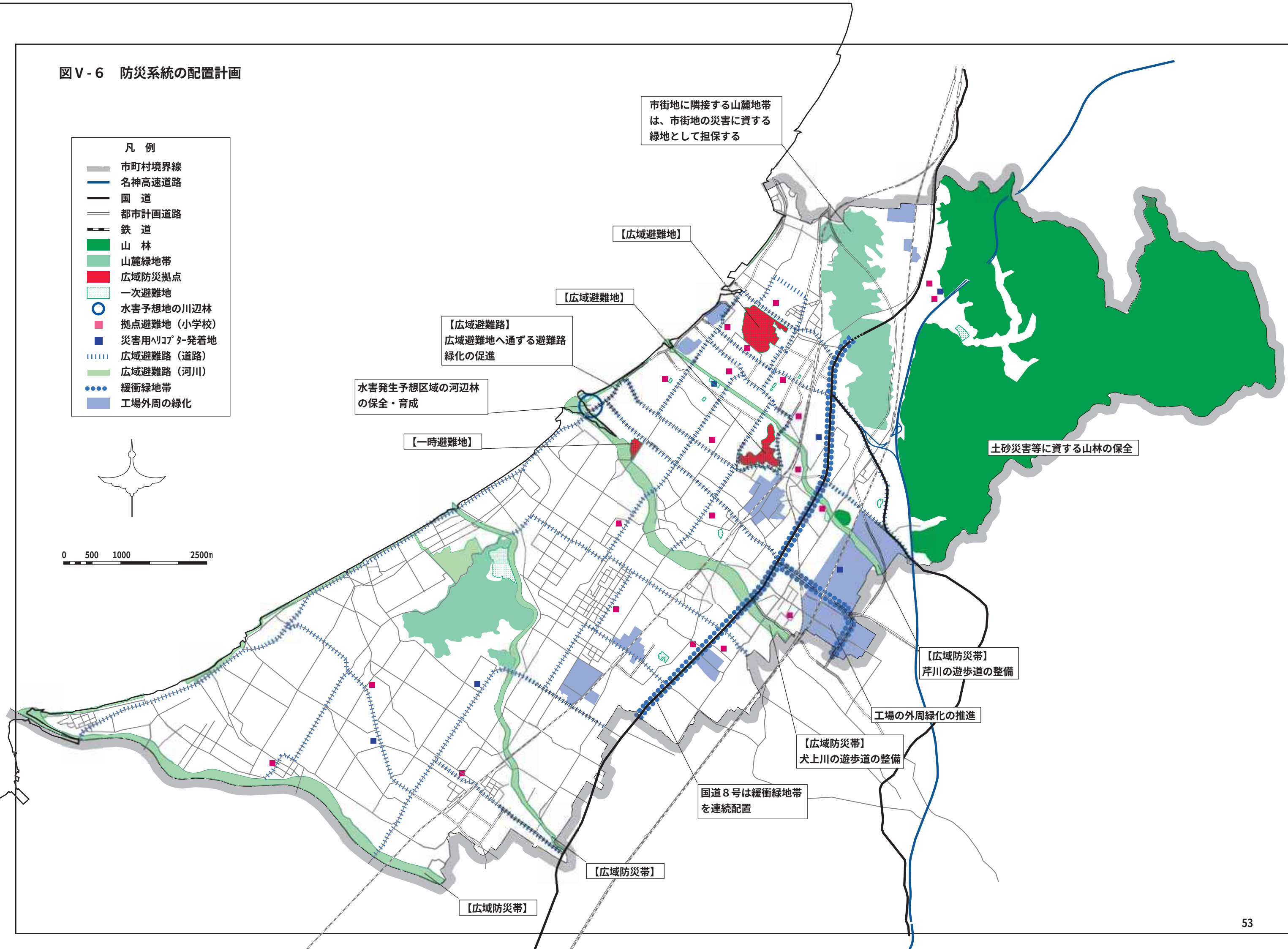
2. 緑の鎧で覆われた避難路の整備

- ・ 広域避難地と各公園区の一次避難地をネットワークする広域避難路を指定する。広幅員の幹線道路を中心に，概ね1～2kmメッシュに市街地を分割するように設置し，耐火性に優れた常緑樹を主体とした延焼防火帯とする。また，彦根市を形成する主要5河川のうち市街化区域内の芹川，および市街化区域に隣接する犬上川は広域防火帯として位置付け，緑地の保全育成，避難路となる遊歩道の整備を図る。

3. 輸送，生活，消防機能を合わせもつ防災緑地の整備

- ・ 総合公園の金亀公園，千鳥ヶ丘公園は，広域避難地に指定されており，中心市街地の避難人口を2分して収容する。それぞれ，概ね2km以内で避難が可能である。
- ・ また，荒神山公園については，現在整備中であり，供用開始とともに，広域避難地に指定される予定である。
- ・ 一次避難地となる地区公園，近隣公園，街区公園については，街区公園を誘致距離250mの範囲に1箇所の割合で設置し，新たに計画する公園については，避難路や拠点避難地となる小学校に，できる限り隣接させて設置することが望ましい。

図V-6 防災システムの配置計画



(4) 都市景観系統

1. 受け継がれてきた都市景観の保全

- 彦根市のランドマークとして第一級に挙げられる彦根城と、そのお城を際立たせる副次的景観となる金亀山の樹林地の保全を図り、彦根の顔として、後世に受け継いでいく。
- 彦根市の平地に島状に点在する丘陵地の荒神山、山崎山、雨壺山、大堀山、金亀山、佐和山は、郷土のランドマークとして風土を特徴づけており、大事に守り育てていく。
- 市北東部の鈴鹿山系の山並みの保全を図る。
- 彦根市の骨格を形成する主要5河川(愛知川、宇曾川、犬上川、芹川、矢倉川)は、地域景観を構成する要素として重要である。河川緑地として、整備するに当たっては、各々の景観資源を最大限に保全、活用する。
- 琵琶湖、内湖、河川等、“水のまち彦根”の景観資源となる水辺を風致地区、条例等適正な法の制定により保全していく。
- 彦根市の南部地域の代表的な郷土景観である農地を保全し、地域の原風景としての“田園”を守り育てる。

2. 新たな景観文化事業の展開

- 名神高速道路彦根インターチェンジより、彦根の玄関口となる都市計画道路、西沼波野田山線、原長曾根線、立花元町線、JR彦根駅から彦根城方面へ伸びる彦根停車場線は、街路樹、ポケット広場の整備、周辺公共公益施設の緑化を推進し、“都市の玄関”の緑による修景を推進する。
- 南彦根駅やベルロード沿いの新市街地の形成により、利用客が減少している旧市街地の活性化策として、地域の核となる近隣公園を整備し、利用客の拠り所としての機能を持たせる。
- 工場については、職場環境、周辺地域と調和した環境づくりの視点から、敷地の20%以上の緑化を推進していく。

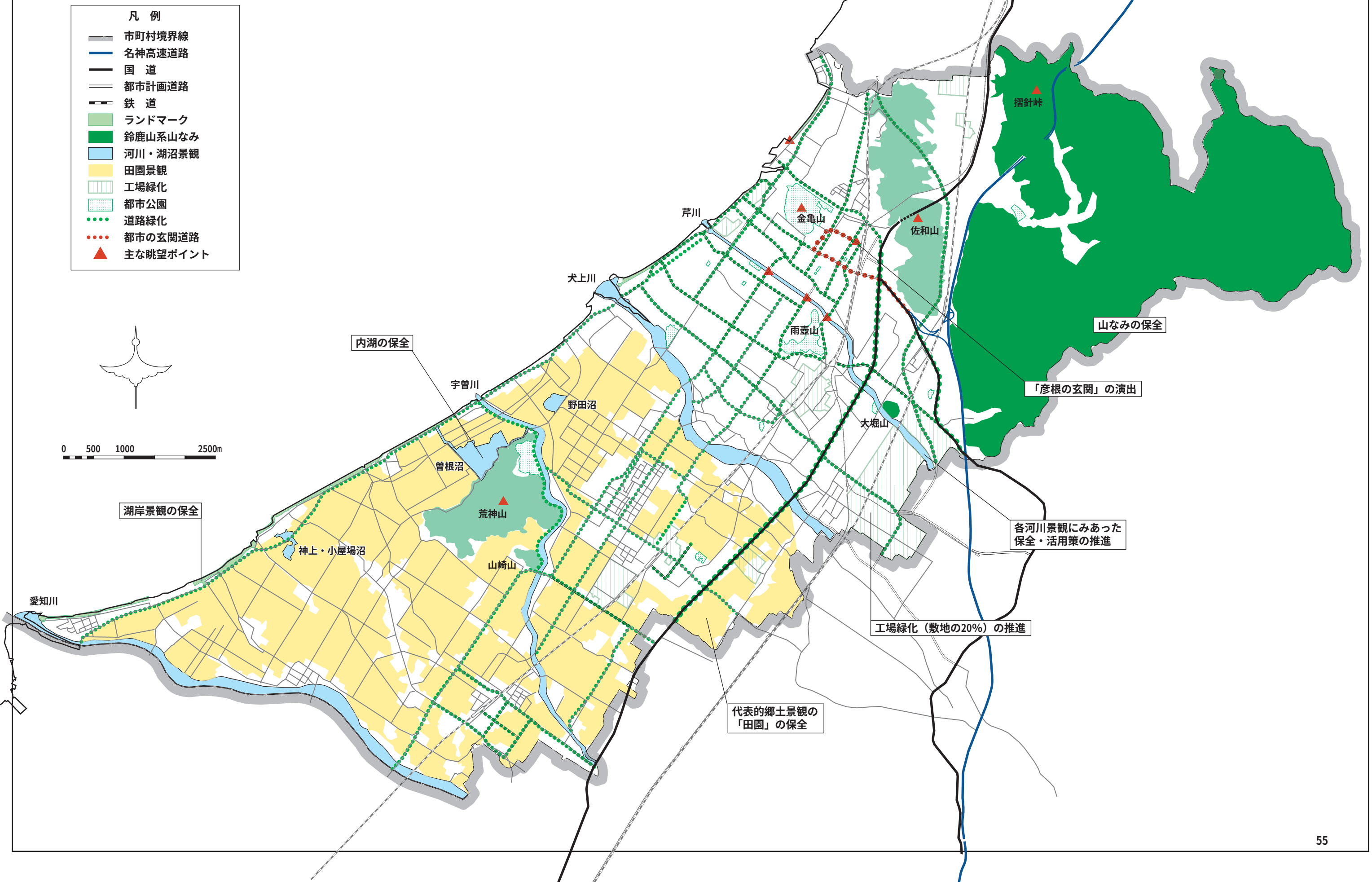
3. 彦根8景の選定

- 彦根8景に選定された景観地については、適正な運用を図り、地域制緑地制度の貴重な景観資源の永続的な保全を図る。

4. 景観ビューポイントの整備

- 彦根城を様々な方向から望む眺望点、琵琶湖を一望する荒神山の眺望点、歴史資源としても名高い摺針峠の眺望点等、彦根の景観を楽しむビューポイントを“景観眺望広場整備事業”として事業化し、新たな観光スポットとして整備していく。

図V-7 景観システムの配置計画



(5) 歴史文化系統

1. 歴史文化のみちひろばの検討

- ・ 中山道沿いの旧宿場町や歴史的な社寺の集積地には、名所ごとに拠点となる便益休憩機能を備えた“みちひろば”の検討をおこなう。

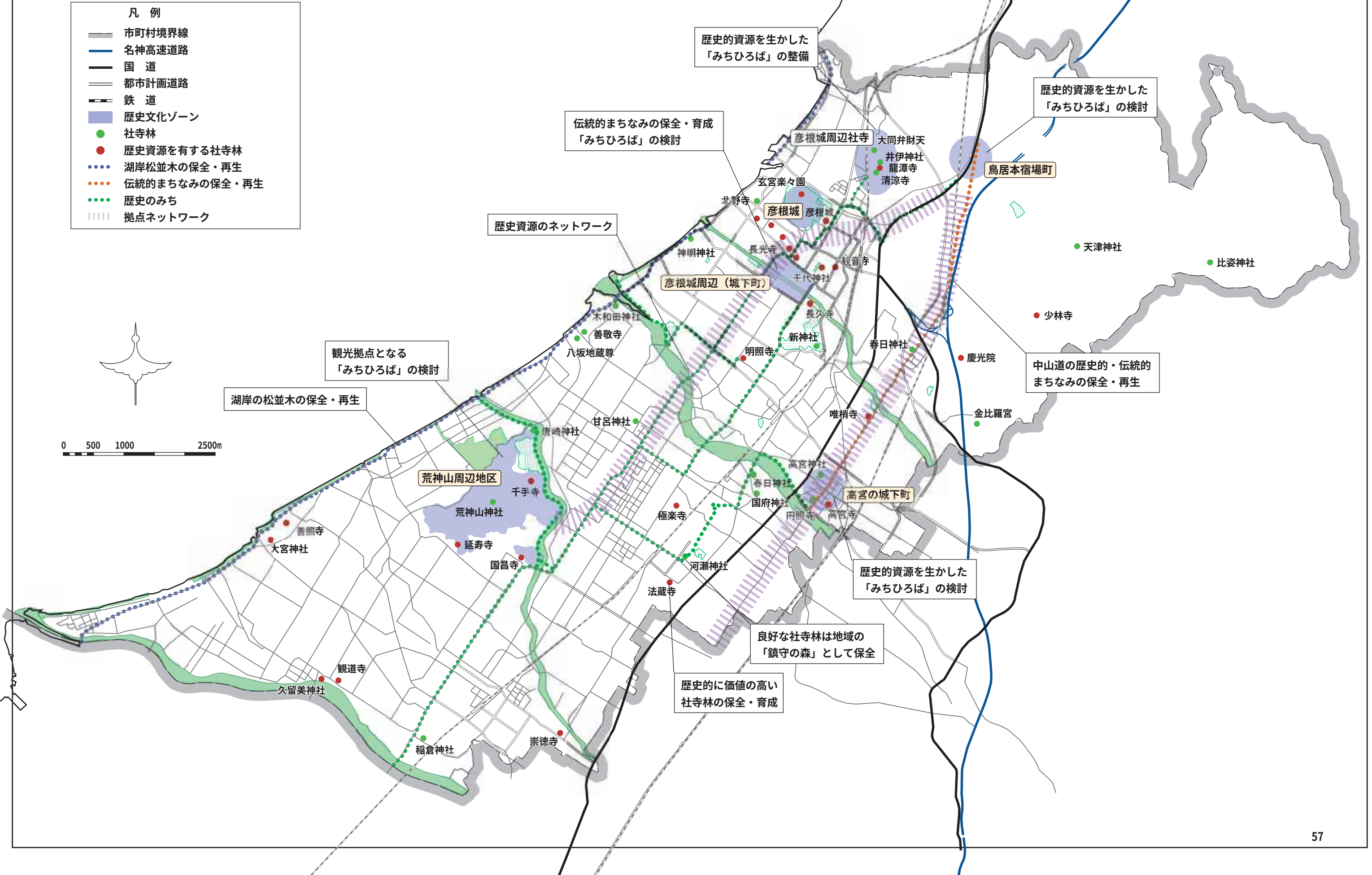
2. 歴史資源のネットワーク化

- ・ 彦根市を訪れる観光客の大部分は、彦根城とその周辺に集中している。しかしながら彦根はその他にも歴史的に価値の高い社寺や旧宿場町が点在している。これらを彦根城を核としたネットワーク網に組み入れ、サイン計画を適正に行うことにより、観光客の誘導を図っていく。
- ・ 琵琶湖湖岸の松並木の保全・再生を図る。
- ・ 中山道の松並木、けやき並木の保全・再生を図る。
- ・ 芹川沿いに植栽され、現在は大木となっているけやき並木は、これからも大事に守り育てていく。

3. 歴史を刻む社寺林の保全・育成

- ・ 彦根市は数多くの社寺があり、その中でも歴史の古い社寺は見事な社寺林を形成している。樹木そのものの価値に加えて、地域の“鎮守の森”として人々の“心の拠り所”であり、守り育てていく。また、文化財を備える社寺については歴史的な価値が高いため、その社寺林についても保全・育成を図っていく。

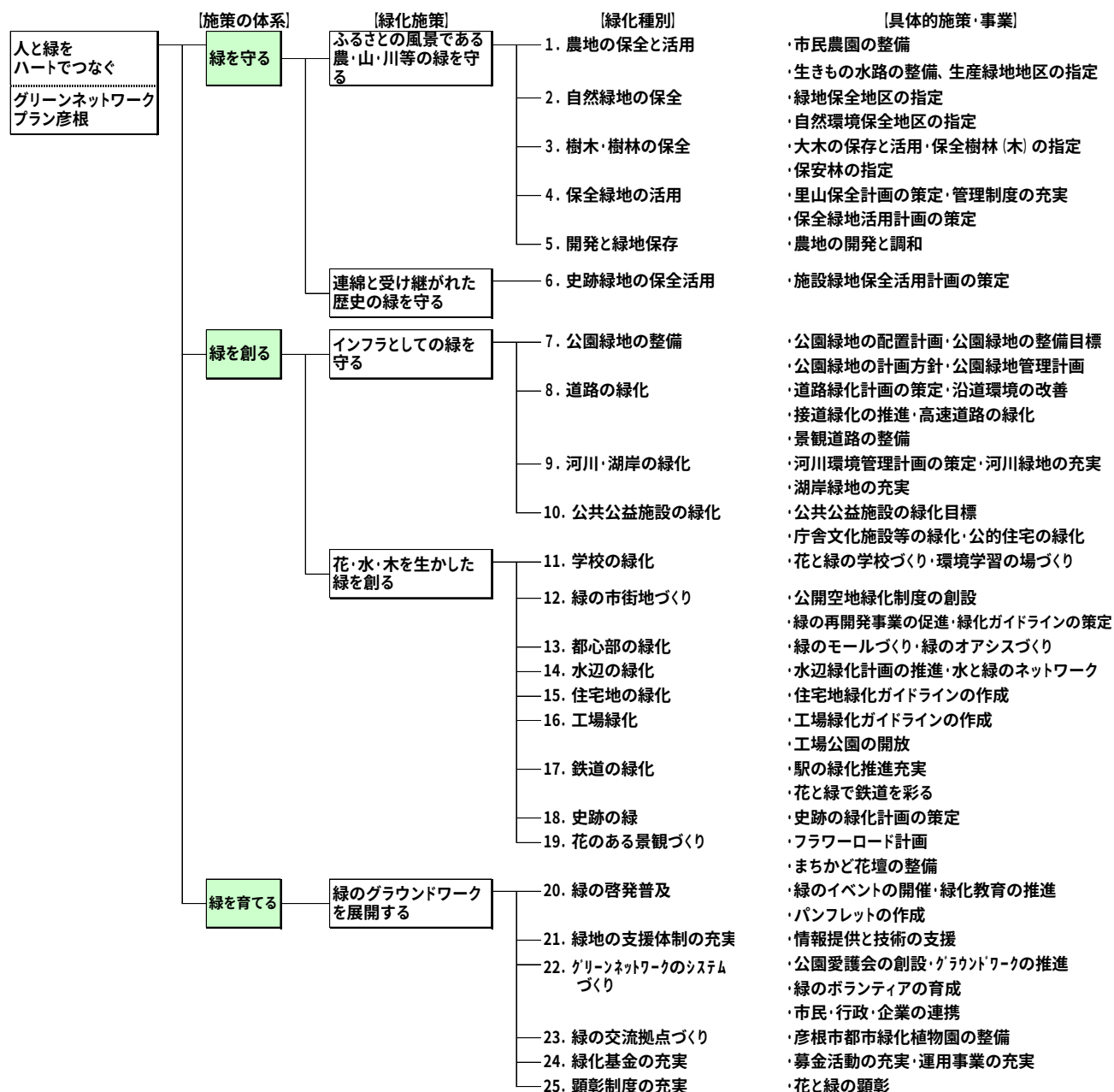
図 V-8 歴史系統の配置計画



VI. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

(1) 施策の概要

残された緑を守り、新しい緑を創り、そしてこれらの緑を育てていくための緑化施策、種別、及び具体的施策、事業のあり方は次の通りである。



VI 緑地の保全及び緑化の推進のための施策



(2) 緑を守る

彦根の緑の大半は農、山、川の緑により形成されている。これらは、市民にとって日常的にふれあう機会が多いことから、ふるさとの風景として捉えられ、その一部は良好な風致を呈していることから風致地区に指定されている。そこで、さらに充実した保全施策の実現化を目指すために、都市緑地保全法、都市計画法、自然環境保全法、自然公園法、森林法、風景条例などの適切な運用により、これらの緑を守ることとする。

1) ふるさとの風景である農・山・川などの緑を守る

① 農地の保全と活用

江州米で名高い近江平野に位置する彦根市の約36%は農地のため、これらは市民が常日頃親しんでいる最も身近なふるさとの風景といえる。また農地の果たす役割として、最近ではヒートアイランド現象の抑制効果や、雨水の保水などの都市気象緩和や水源涵養の機能を併せ持つことが確認されており、これらの機能・効果の利用については、市街地に近接する地域においては特に慎重な対応が求められている。

そしてレクリエーションサイドでも、土とのふれあいや収穫を楽しむ体験型のレクリエーションが求められており、そのフィールドとして農地が注目され始めている。また特筆すべきこととして、農地の水源として琵琶湖と一体化したクリークが一部残っていることが挙げられる。かつての水郷景観を代表するクリークは、単に利水機能ばかりではなく、その構造が土、草、石、木杭などに拠ることから、そこは生き物の生息地として捉えられ、これらの保全の声が高まってきている。

② 自然緑地の保全

彦根の自然緑地としては、鈴鹿山系に連なる山々の緑と、近江平野を横断する河川に存在する河辺林や、アイランド状に残された荒神山、雨壺山の自然林が挙げられる。これらの緑は農の緑と一体化して、彦根のふるさとの風景を形成すると同時に、野鳥や昆虫、小動物など、多様な生き物の生息空間としても重要な役割を果たしている。特に市街地に近い自然緑地は、農地同様のヒートアイランド現象抑制効果や水源涵養機能を有し、地域レベルでの微気象調節や都市防災面で大きく貢献している。

③ 保全緑地の管理と活用

市街地に接する佐和山を中心にした山裾の緑は、かつては薪・炭として使用されたり、落ち葉を堆肥として使用されるなど、人々の生活とのかかわりの中で維持されてきた里山の緑として捉えられる。また前述した都市緑地保全地区や、河辺林の緑も組成的には共通する樹種が多いために、里山の緑と同等の緑として捉えられる。

これらは一般的に、雑木林として親しまれ、野鳥や昆虫、小動物の格好のすみかとなり、植生的にも春にはモチツツジが美しい花をつけ、その林床は草花の生息地となり、ゆたかな自然環境の場となっている。これら里山の緑を維持していくためには定期的な枝打ち、下草刈りなどの管理が必要である。

また、これらの緑は、身近な自然とふれあう環境教育や森林浴などのレクリエーションの場として重要であり、積極的に保全策を講じていかねばならない。

④ 樹木・樹林の保全

彦根城内にみるタブ・シイなどの照葉樹林や芹川のケヤキ並木などは、彦根の緑の歴史を感じさせる貴重な資源で、地域のふるさとの景観として親しまれ、郷土の豊かな風土と文化を育んで来た。

また、鎮守の森に代表される社寺林の緑や、街中にみる広場や史跡の緑は住民の心にやすらぎを与え、地域の習俗や伝承と結びつき、固有の文化の形成に役立ってきた。そして、このような緑が、先の阪神淡路大震災において、焼け止まりや地滑り防止機能を発揮して、人命や財産を守ったことは記憶に新しいところである。

しかしながら、これらの緑の大半は民有地内にあり、今後の環境悪化や土地の所有権移転に伴い、その存在性が危ぶまれるところから、保全策が望まれるところである。したがって、これらの緑は保存樹木・樹林として守っていく必要がある。

⑤ 開発と緑地保全

市域には豊かな緑が広がっているものの犬上川、芹川間の新市街地には開発の波が押し寄せ、田畑に代表される農の緑や、河辺林が減少しつつある。生産緑地地区、風致地区として指定される地区は担保性は高いが、その他の地区は開発により損なわれる可能性が高い。

したがって、開発事業に伴い現況の緑が危惧される地域には緑地保全策を講じなければならない。

2) 連綿と受け継がれた歴史の緑を守る

① 歴史の緑の保全活用

時の流れが育んだ彦根の緑は、彦根城の緑に代表されるように、悠久の時の流れを感じさせてくれる。これらの緑は歴史の街、彦根のアイデンティティの構成要因として重要な位置付けにあるため、積極的な保全活用策が必要である。

(3) 緑を創る

彦根の緑が豊かなのは、自然系の緑、生産系の緑に代表されるように、存在機能の緑が占める比率が高いからである。これらの緑が存在することにより、ヒートアイランド現象の抑制効果やふるさとの風景などを提供し、快適でうるおいのある生活環境の構築に多大に貢献している。そしてこれらは主に地域制緑地制度により守られる、保全型の緑として捉えられる。

一方、市街地においての緑の主役となる公園緑地を見てみると、総合公園が2箇所整備されているものの、生活に密着した街区、近隣公園等の住区基幹公園の整備が立ち遅れ気味で、また公共公益施設や道路、河川などの緑も決して豊富とは言えないことから、公園緑地をはじめとした緑化は、さらなる努力が望まれているところである。

また、近年の都市整備において、うるおいや、やすらぎのある景観の形成が望まれており、その中枢施設として公園緑地が位置付けられ、まちづくりの主役になりつつある。これらに望まれるものは花、水をあしらった質の高い緑の景観づくりで、しかも緑の中に入って憩いのひとときが過ごせる、利用機能が充実した緑である。これらの緑は単に生活環境、都市景観の充実という視点にとどまらず、防災機能も合わせ持つ、緑のインフラストラクチャーとして期待されることから、今後の都市整備において、このような多様な機能を持つ緑を創っていくことが望まれる。



小野町 田園風景（水路沿いの曼珠沙華）

1) インフラとしての緑を創る

① 公園緑地の整備

公園緑地を中心にしたオープンスペースは、都市においては環境保全、レクリエーション、都市景観、防災等の効果に著しい機能を発揮し、快適で安全な都市環境を提供するとともに、地域コミュニティのふれあいの場としても親しまれている。また労働時間の短縮に伴う余暇時間の増大が、新たなレクリエーションニーズを生み出し、その受け皿として公園緑地への期待が高まりつつある。

したがって、機能性の高い、時代の趨勢に合った公園緑地の整備を行う。

②道路の緑化

都市のオープンスペースにおいて、最も比率が高いのは道路である。道路を緑化することにより、うるおいのある景観が創出され、都市のイメージが大きく様変わりすると同時に、道路の緑が緩衝帯となり災害時には防火、家屋の崩壊防止機能を発揮し、都市の防災効果が著しく向上する。このように道路の緑化は多様な機能を合わせ持ち、快適で安全なまちづくりに大きく貢献してくれる。そこで、十分に機能を発揮できるような道路緑化を進めてゆく。

③河川・湖岸の緑化

彦根市をはじめとする琵琶湖湖岸に立地する諸都市は、周辺山系から流れ出た河川と、その河口部の琵琶湖湖岸とに大きな拘わりを持ち、中でも土地利用的視点ではいずれも緑地として位置付けられ、レクリエーション、防災、環境保全などの都市機能を担っている。

河川については矢倉川、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川をはじめとした 16 の一級河川が存在し、その大半は河川緑地や風致地区に指定され保全されている。緑化の視点に立てば、いずれも河辺林が存在し、自然緑地系の存在機能の緑として捉えられるが、市街地に近い芹川の一部にはサイクリングロードや並木道が整備された利用機能の緑も見受けられ、市民の憩いの場として親しまれている。

一方、湖岸については国定公園、風致地区、景観形成地区、湖岸緑地などの保全整備策が講じられ、琵琶湖の自然とふれあえる場として親しまれている。緑化の視点に立てば、湖岸が水遊び場という特性から、松林に代表される利用機能の緑が見受けられ憩いの場として親しまれているが、一部にしか存在しないため、今後の整備に期待が寄せられるところである。

④公共公益施設の緑化

まちづくりの核として、市役所をはじめとして図書館、文化ホール、公民館などの公共公益施設がまず挙げられ、まちの緑化においてもこれらは公園緑地と同様に、まちの緑化拠点として位置付けられる。その内訳は緑の質・量に拠る。どのような種類、タイプの緑を、どの程度整備すべきかについて、地域の緑化モデルを策定する。

⑤学校の緑化

彦根市内には、大学 3 校、高等学校 7 校、中学校 7 校、小学校 17 校があり、市域にほぼ均等に配置されている。また、学校は比較的広い面積を有しており災害時の避難場所に指定されているほか、子どもたちの学習の場として地域の中心的存在となっている。

よって、これら学校のもつ特殊性を十分に配慮し緑化をすすめていく。

2) 花・水・木を生かした緑を創る

①緑の市街地づくり

犬上川から佐和山山系にかけての市街地は、彦根城下町の面影を留めるなど歴史の深さが感じられる街並みが数多く存在している。そして彦根城の周辺林や、多くの社寺林が現存しており、緑豊かな空間が点在している。

しかしその反面、ここは古くからの市街地であり、建物が密集しているために生活基盤となる身近な緑が少ない。このようなところでは市街地再開発事業^{※1}や公開空地緑化制度^{※2}などにより、伝統を守りつつも新たな緑を創造してゆくことが望まれる。

また、現在開発が計画されている新市街地においては、周辺環境とのバランスの良い、生態系への配慮のなされた緑が計画されるべきである。したがって、開発事業を行う際に用いる緑化指針を策定する必要がある。

②都心部の緑化

JR彦根駅周辺の市街地は、市の中核機能や商業施設などが集まり、市の中心部を成している。この辺りは、すぐそばに彦根城を包括する緑豊かな金亀公園があり、駅から彦根城へ続く地方道彦根停車場線と県道彦根城線の沿道にはケヤキやマツなどの街路樹が植栽されている。

しかし、銀座や京町などの市域中心部にある商店街は沿道ぎりぎりに建物がひしめき合っているところが多く、身近に接する緑が少ないので、人々の目を楽しませてくれるような緑をつくる。また、彦根駅周辺は、彦根城や琵琶湖などを訪れる観光客が“彦根の風景”として最初に目にし、心に刻む場所である。したがって、彦根独自の景観をつくることが求められる。

都心部では多くの商業施設が集まっているため、エアコンや車両から排出されるガスが局地的に環境を悪化させてしまう。そこで、緩衝帯としての連続した緑を創造していくことが望まれる。



彦根駅前

※1 都市再開発法に基づき市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築敷地の整備とをあわせて公共施設の整備を行う事業。

※2 都市部の民有地において、規定量以上の公開空地を設ければ、周辺の環境を阻害しない範囲で建物の容積率などが緩和され、その空地の緑化を行政が助成しようという制度。土地所有者にとっては容積率の増加や、もし所有者が企業であれば、企業のイメージアップが期待でき、行政にとっては緑量の増加が見込める、という利点がある。

③ 水辺の緑化

彦根市内には、琵琶湖をはじめ、数多くの河川・水路、沼がある。なかでも芹川、犬上川、愛知川、宇曾川の河岸には河辺林が続き、都市空間の中で緑豊かな自然景観をもたらす貴重な資源となっている。また、曾根沼、野田沼、神上・小屋場沼など比較的大きな沼があり、都市の水辺として活用が可能である。

これら貴重な自然資源の緑化計画としては、保全・育成を基本に、治水機能を確保しながらも、うるおいある緑豊かな自然環境を整備し、都市空間における水と緑の核あるいは軸線として、身近で親しみやすい水辺空間を創出する。



開出今町のサクラ並木

④ 住宅地の緑化

住宅地は、もっとも市民生活に密着した空間である。そこで住宅地を緑化することにより、緑に囲まれたうるおいのある生活空間を創出し、豊かな生活環境とコミュニティの形成を図る。また、その緑は、周辺環境と一体化し連続性を持つことにより、緑のネットワークを構成する要素として重要な役割を果たすようになる。

彦根市には、まちの歴史性を現代に伝える城下町や宿場町など、伝統的な街並みが多く見られる。したがって、住宅緑化を推進するにあたっては、地域の特性を考慮した緑化が必要となる。

⑤ 工場緑化

工場の緑化は、工場環境の改善や従業員の厚生面に役立つばかりか、地域景観の向上や環境改善など周囲の環境に与える影響が大きい。

彦根市での工場緑化の現状は、一部、周辺の環境と調和した良好な景観を形成している工場も見られるが、総体的には閉鎖的で、コンクリート構造物の無表情で殺風景な景観を呈している。

よってここでは、都市の活力を支える経済基盤として、また地域の環境改善および景観向上に重要な役割を果たす工場の緑化施策を提案する。

⑥ 鉄道の緑化

彦根市には、JR 東海道本線、近江鉄道本線および多賀線、東海道新幹線が走っている。鉄道路線は都市の景観を構成する要素の一つであるとともに、市民をはじめ観光客など、多くの人に利用され、生活の中心的な場所となっている。

したがって、鉄道緑化の方針としては、草花や花木、法面への種子吹き付けなどにより緑化をおこなうことにより、車窓からの景観の質を高め、道路や河川と同様に緑のネットワーク軸として整備をおこなう。

また、市内に9箇所ある駅は、賑わいや出会いの場として人々の生活に密着した場所であることから、賑やかでシンボル性を高めた花と緑の演出をおこなう。

⑦ 屋上の緑化

近年、まちの発展による人口増加や産業の集中にともなうビルやマンションなど建築物の増加により、ヒートアイランド現象など都市環境の悪化が深刻な問題となってきている。

これらの状況のなかで、まちの緑化空間としてきわめて潜在的可能性のある空間として、オフィスビルやマンションの屋上部分が、都市に残された貴重な緑化スペースとして重要視されるようになってきた。

建物の屋上や壁面を緑化することにより、コンクリート構造物の殺伐とした都市景観に潤いを与えるほか、ヒートアイランド現象などの都市気象の緩和、野鳥などの小動物の生息環境の充実、夏季のエアコンの消費電力の削減による省エネ効果など、さまざまな優れた効果が期待できる。

彦根市においては、現在活発に開発が行われている状況であるが、今後開発が予測される地域においては、設計段階において、屋上・壁面緑化を考慮する必要がある。

また、公園などの緑地とのネットワーク化により、まち全体の緑化を図ることを目標とするとともに、屋上緑化・壁面緑化の技術指針やモデルプランの作成、開発事業における費用の助成制度の確立が必要となる。

⑧ 花のある景観づくり

学校や庁舎、道路、駅前広場などの公共空間及び工場、宅地などの民有空間など、人工的で殺伐とした都市空間に四季折々の草花を植えることにより、都市に華やかな自然の彩りを与え、まちの景観およびアメニティの向上を図ることを目標とする。

(4) 緑を育てる

彦根市には、彦根城をいただき優れた植生を残す金亀山や荒神山、雨壺山など平坦地に島状に位置する自然林、犬上川、愛知川の河辺林、神社、寺院の社寺林など、まちが発展する中にも、今なお多くの自然が残っているので、今後も豊かな地域環境を保全していくことが重要である。これらを保全していくためには維持管理が重要な課題となる。したがって、行政の維持管理体制の強化、企業や市民など地域団体の協力を求めるなど、緑の育成につとめる。

1) 緑のグラウンドワークを展開する

① 緑の啓発普及

緑化に対する啓発普及活動の活性化は、各種の緑化運動のきっかけをつくるという意味で緑化推進計画の中でも、重要な要素となる。よって、イベントの開催やパンフレットの作成などをおして、多くの市民に緑化に対する関心を深めてもらうことが必要となることから、緑化推進および緑化意識の向上を図る。



庄堺公園の市民参加による花づくり・花壇づくり

② 緑地の支援体制の充実

緑豊かなまちづくりと良好な生活環境の保全および改善を目的に、社会的に意義が認められる緑化について、経済的、技術的に助成をおこなうなどの支援体制の充実を図る。そのため、緑化助成制度の充実など総合的な支援体制を整備していくことが重要となる。

③ グリーンネットワークのシステムづくり

近年わが国では、自由時間の増大や緑化に対する意識の高まりなど、地域活動に参加する機会が増えてきている。また、まちの緑化を進めるにあたっては、市民の参加が重要な要素となってくる。しかし、市民活動においては、緑化に対する知識、技術の不足および経済面の問題など、様々な問題が発生してくる。そこで、行政が専門的見地から、これら諸問題に対処し、市域全体の緑化を総合的に捉えたグリーンネットワークのシステムづくりをおこなう。

④ 緑の交流拠点づくり

彦根市に多く残る貴重な河辺林や自然林の保護・保全、工場や住宅の緑化など、まちの緑化を推進していくためには、自然緑地の調査・研究、緑化方法や緑化技術に対する正しい知識や情報の収集・発信をおこなう拠点施設の整備が必要となる。

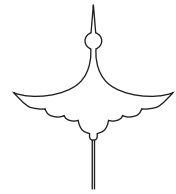
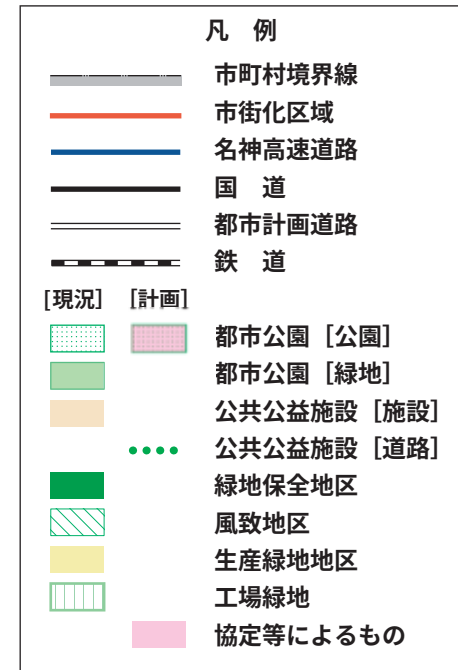
⑤ 緑化基金の充実

民有地緑化の推進および保全を図るために、企業や市民団体など民間からの寄附金や市費の積み立てによる、緑化基金を創設する。この基金は、民有地などの緑化を推進するための財政的な裏付けとして、緑化事業やボランティア活動、普及啓蒙活動に対して助成をおこなうものである。

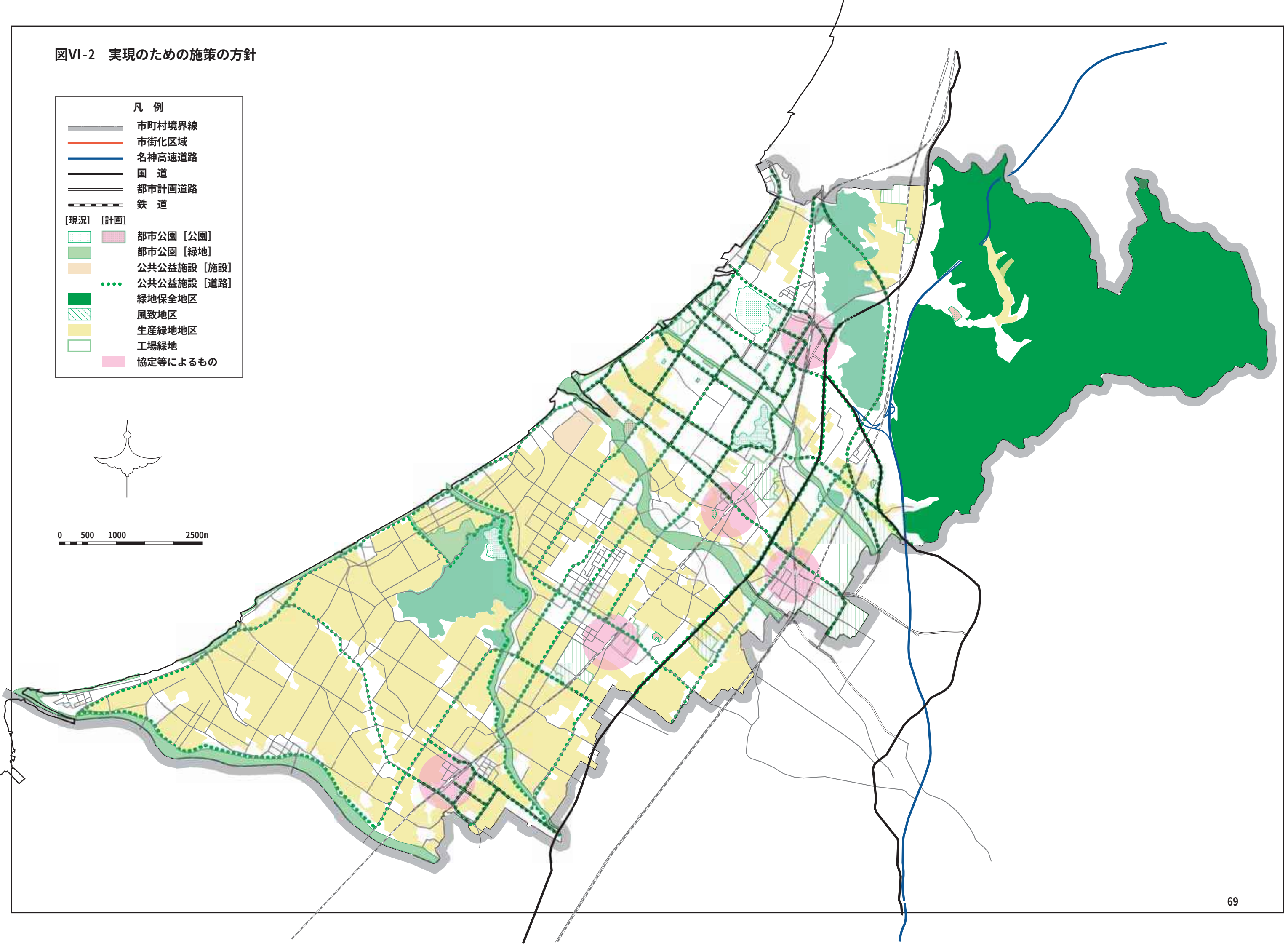
⑥ 顕彰制度の充実

まちの緑化や花のある美しいまちづくりに功績のあった、市民や学校、企業などの団体に対する顕彰制度の充実を図る。また、広報やパンフレットなどで、優秀事例などを紹介することにより、市民の緑化に対する意識の向上及びまちの緑化推進を図る。

図VI-2 実現のための施策の方針



0 500 1000 2500m



VII 緑化重点地区の検討



清崎町 鯉のぼり

VII. 緑化重点地区の検討

ここでは、彦根市の今後の緑化推進モデル地区となる緑化推進地区のあり方について検討する。

(1) 地区の特徴及び地区エリアの設定

緑化重点地区は、都市緑地法において、緑化の推進を重点的に図るべき地区として緑の基本計画に定めることが規定されている。

緑化重点地区は、都市緑地法運用指針において「行政による重点的な緑化施策に加え、住民及び企業等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われる」ことを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進めるモデル的な地区としての役割が期待される。

1) 地区の設定要件

緑化重点地区の設定にあたって、次に示す要件を満たしていることが望まれる。

- ①駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ②特に緑が少ない住宅地、緑による質の高い環境整備に対する住民の意識が高い地区
- ③具体的な面的開発事業が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ④緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑤風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ⑥教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化および景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区

2) 地区の選定

各要件を多く満たし、ある程度まとまった特性を有する地区を全市域より抽出した。

■大堀山芹川地区

- ・ まとまりのある農地が地区に残っている
- ・ 地区を南東から北西に流れる芹川沿川は風致地区に指定され、沿川にはサクラなど並木が整備されている
- ・ 千鳥ヶ丘公園は総合公園に位置づけられている
- ・ 地区の南部に位置する大堀山は有力な緑地保全地区候補に挙げられている
- ・ 都市計画公園として2箇所の近隣公園と、緑の基本計画で位置付けられた街区公園が5箇所計画される
- ・ 近江中山道を活かした歴史の道や朝鮮人街道の整備が予定されている
- ・ 学校や工場など緑化に資する候補地が多く立地する

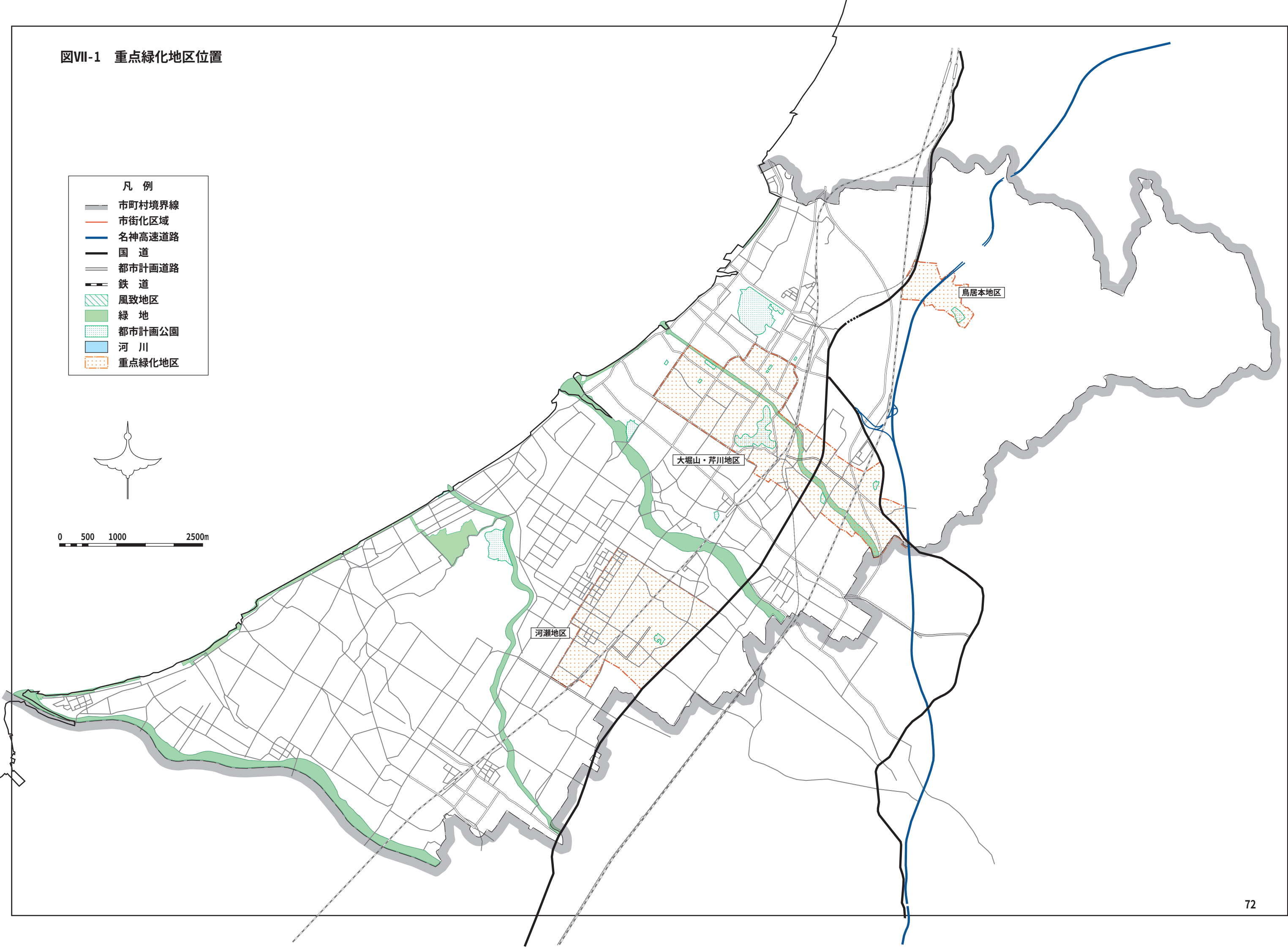
■鳥居本地区

- ・ 鳥居本風致地区、彦根東部風致地区に囲まれた緑豊かな地区である
- ・ 近江中山道が地区の南北を通り、江戸時代までは「鳥居本宿」として栄えており、街道沿いの歴史的な建築物が多く残されている
- ・ 鳥居本中学校、鳥居本小学校、鳥居本保育園、鳥居本養護学校など教育・福祉施設が集中して立地する
- ・ 都市計画公園の整備予定がある
- ・ 比較的緑の豊かな低層住宅地がまとまってある
- ・ 分断要素として名神高速道路が地区を南北に横切るが、法面緑化の強化などにより緑の軸として活用できる
- ・ 近江中山道の沿道を中心として建築物・景観などの保全を図ろうとする住民活動が見られコミュニティ意識の高い地区である

■河瀬地区

- ・ JR 南彦根駅を中心として急速な市街化が進んでいる
- ・ 住宅地、商業地が形成され、新市街地として発展しつつある
- ・ 大規模な工場がある
- ・ 急速な市街化の一方で住区基幹公園が不足している

図VII-1 重点緑化地区位置



表VII-1 緑化重点地区候補地の選定

要件	大堀山・芹川	鳥居本	河 瀬
①	○	○	○
②		○	
③			△
④			
⑤	○	○	
⑥	○	○	
⑦	○		
⑧	○	○	○
⑨		○	○
⑩	○	○	
⑪	○		
⑫			
評価	14	14	7

(○：2点、△：1点)

<要 件>

- ①駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ②緑による質の高い環境整備に対する住民の意識が高い地区
- ③具体的な面的開発事業が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ④緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑤風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ⑥教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化および景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区

<選定の重要なポイント>

- ⑦緑の骨格に位置する
- ⑧市街化区域内であるが空閑地が見られ、多様な緑化施策が展開できる
- ⑨優良な農地を保全し、美しい郷土景観の保全を図る
- ⑩基盤施設整備が計画されている
- ⑪防災の観点から課題を有し、緑地の確保および市街地の緑化が必要である
- ⑫ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与する

評価得点の高い「鳥居本地区」および「大堀山・芹川地区」が重点緑化地区の候補地として選定される。ただし、地域の意識が高く、既に公園整備に関わるワークショップなどが開催されている「鳥居本地区」を第1候補とし、地域の状況に配慮しながら「大堀山・芹川地区」を次いで整備していくものと位置づけた。

(2) 大堀山・芹川地区

1) 計画課題の整理

①スプロール化の進行

地区内にはまだ多くの農地が残り、しかも JR 南彦根駅を擁し、市域中心部に至近なアクセス条件を有することから、ここ数年の土地利用状況の変化を概観すれば、建て売り住宅事業や工場建設などにより、市街化拡大の傾向が顕著な地域であるといえる。したがって、このまま放置しておくと農地が自然消滅し、スプロール市街地が拡大していくことが懸念される。

②自然保全策の充実

地区内には、緑地保全地区候補地に挙げられた大堀山をはじめ、緑豊かな千鳥ヶ丘公園や多様な川の表情をみせる芹川など、身近な自然性を感じる丘陵地、自然林、河川が存在し、さらには近江平野の代表的な景観である田園景観がパノラマ状に広がることから、当地区はきわめて自然性が高い地区であるといえる。したがってこれらを計画的に保全し、担保性を高めていくことが重要である。

③地域レベルでの都市マスタープランの必要性

当地区は、今後の開発に期待が寄せられる新市街地ゾーンに位置し、しかも先述したとおり多様な都市整備事業や公園緑地事業が予定されていることから、これらを大局的視点で捉えた地域レベルでの都市マスタープランが必要とされる。

このような課題の総合的な対応策として、当地区を緑の基本計画における緑化重点地区として定め、計画整備を進めていくものとする。

2) テーマ及び計画方針の設定

芹川の風致景観，緑豊かな千鳥ヶ丘公園，大堀山などの自然資源を生かして，新規施策による新たな緑空間を創出し，新旧の緑が調和した街の創造を目指して，次のテーマを設定する。

自然の佇まいを活かしたまちづくり

◆ 計画方針

①残された緑の保全活用

芹川，千鳥ヶ丘公園，大堀山などにみる自然系の緑は，保全活用して地域の緑の拠点として位置付けるとともに，これらを結ぶ道路，河川などの緑化を促進し，緑のネットワーク網を整備していく。

②新たな地域制緑地制度の導入

大堀山の良好な二次林を緑地保全地区に指定し，植物や昆虫，鳥などの身近な自然とのふれあいを楽しむ環境教育の場として整備を図るとともに，まとまった面積を持つ農地を生産緑地地区に指定し，減少しつつある農地を保全していくものとする。その際には市民農園などを整備し，作業型レクリエーション機能の充実を図るものとする。

③個性ある公園の整備

地区内には8箇所の公園が整備・計画されていることから，地域性を生かした個性ある公園の整備を図るものとする。

④民有地の緑化推進

住宅地，工場などの民有地を対象にして緑化を推進する。その場合，行政の支援態勢をはじめとして，緑化の手法，考え方などをとりまとめた地域緑化マニュアルを作成するものとする。

⑤都市防災機能の充実

多様な緑化事業が展開される中で，貯水槽，備蓄庫，通信施設などの防災施設を整備し，都市防災機能の充実を図るものとする。

VII. 緑化重点地区の検討

3) 地区計画の作成

以上の計画視点に基づいた、緑化重点地区の事業施策、及び地区イメージ図は次のとおりである。



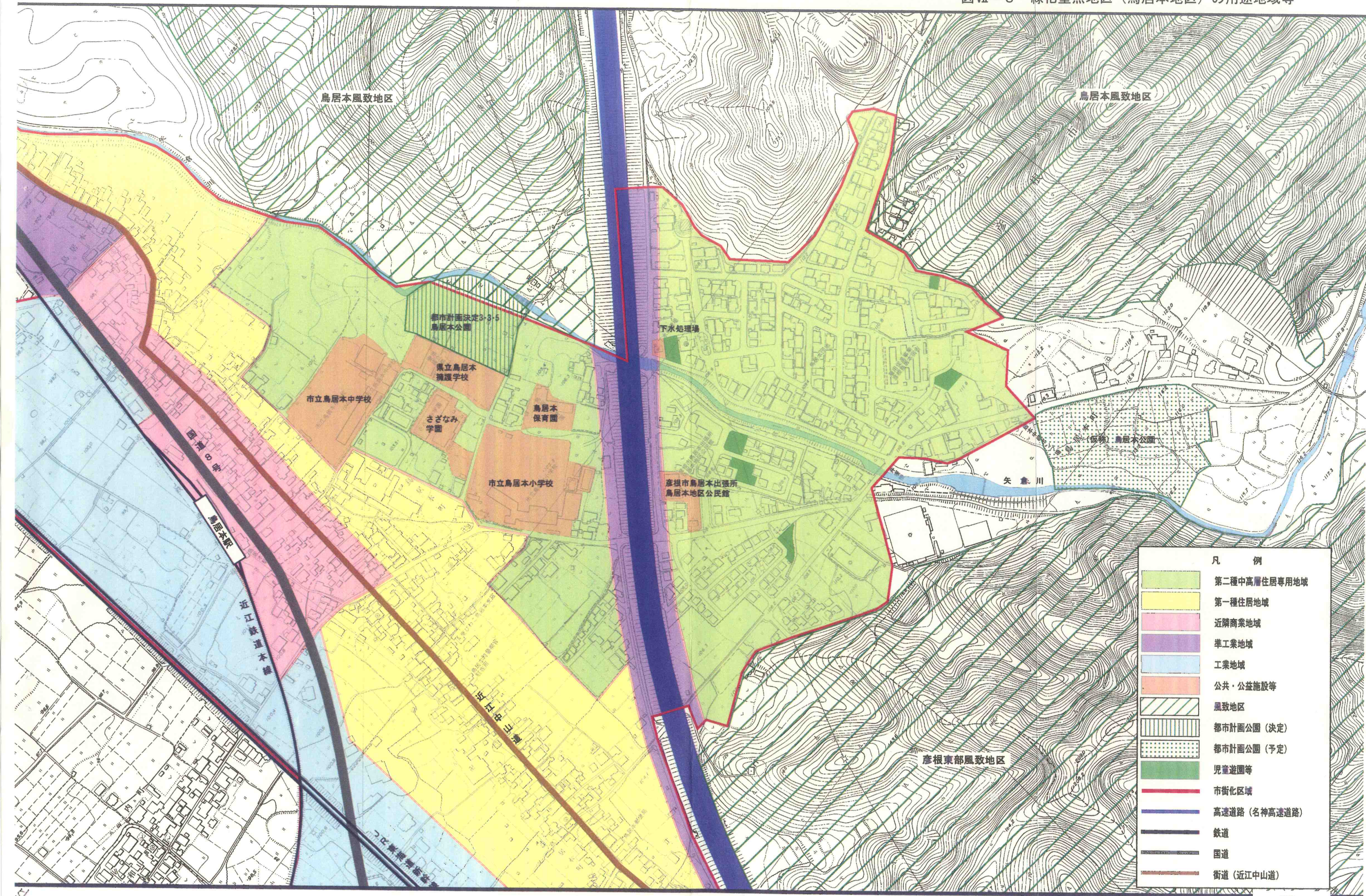
図VII-2 緑化重点地区（大堀山・芹川地区）の計画

(3) 鳥居本地区

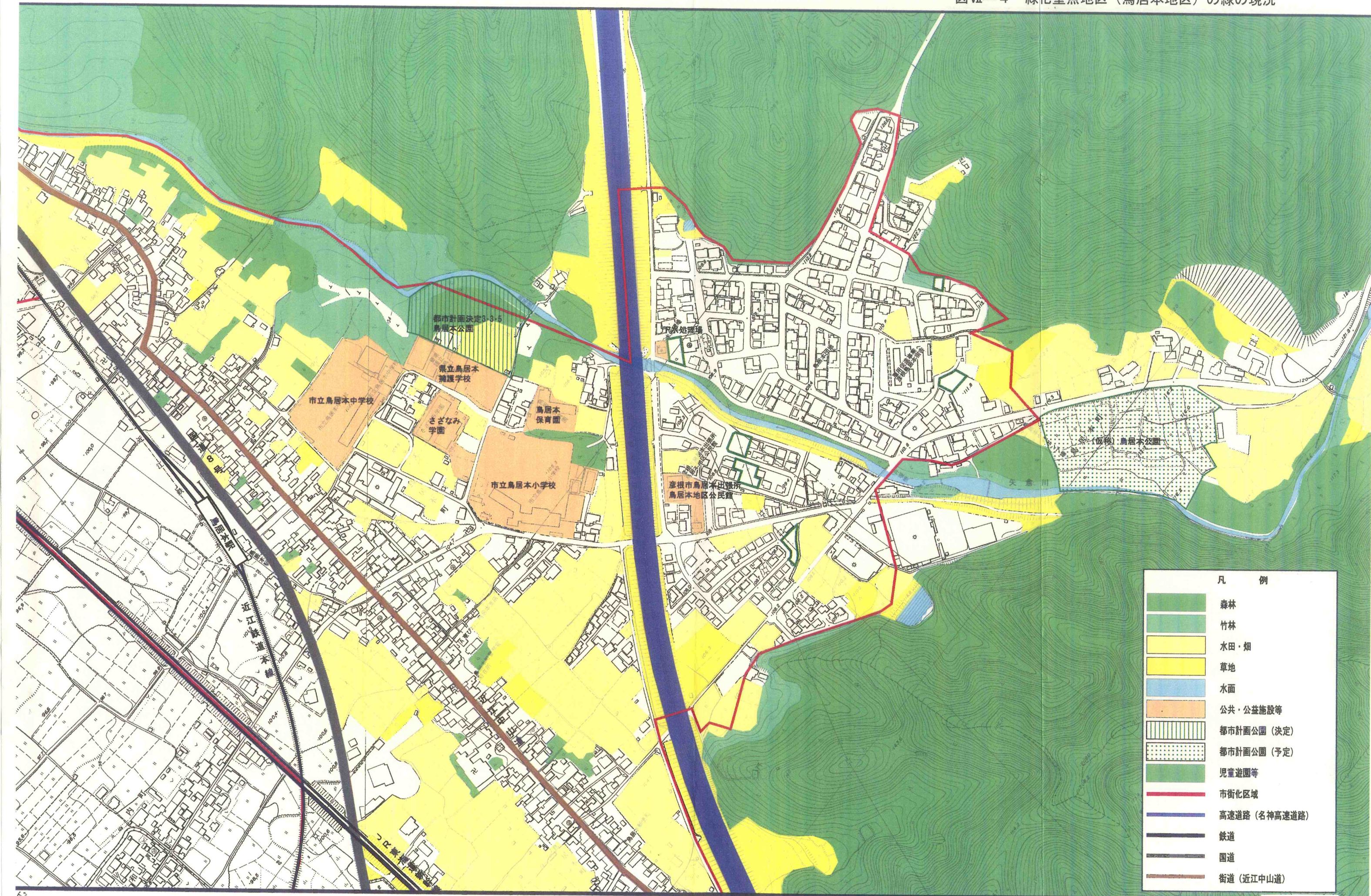
1) 地区の現況

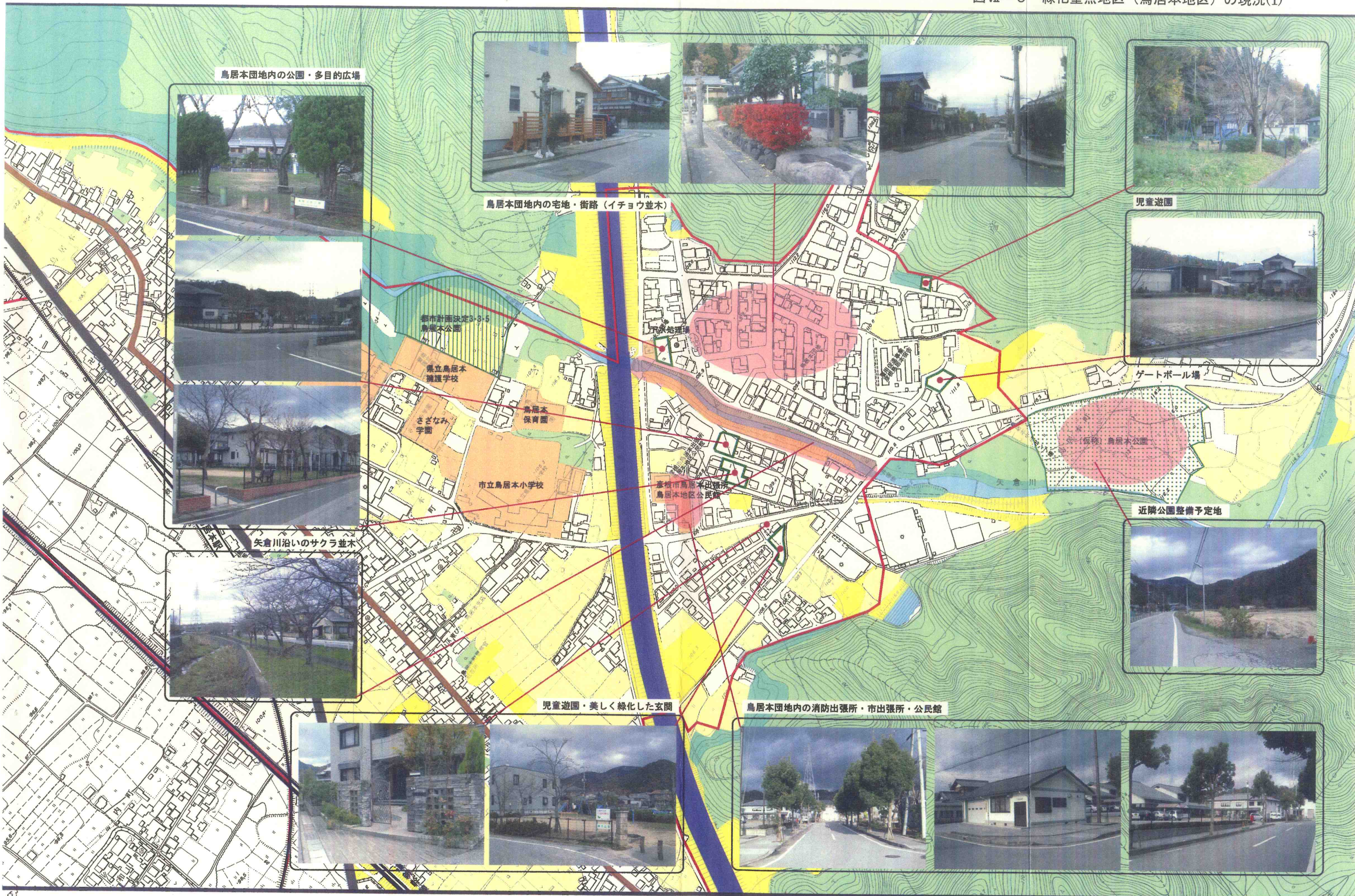
- ・ 鳥居本地区は、市の東北部に位置し、少し北へ行くと米原市に至る
- ・ 名神高速自動車道、国道 8 号、JR 新幹線、近江鉄道本線が地区を南北に縦断する
- ・ 国道 8 号は日交通量 20,000 台を越え、歩道もなく、大きな分断要素となっている
- ・ また、名神高速道路は盛土構造で、物理的に地区を分断している
- ・ 地区の東側一帯は、鳥居本風致地区、彦根東部風致地区に指定された山地が広がる
- ・ 江戸時代には、近江中山道の鳥居本宿として栄えた
- ・ 歴史的な佇まいを色濃く今に伝える近江中山道が南北に走り、街道を中心として沿道に住宅が張り付いている
- ・ 地区の多くは第二種中高層住居専用地域で、街道沿いに第一種住居地域、近江鉄道本線鳥居本駅周辺に近隣商業地域、国道 8 号沿い・名神高速道路沿い、JR 新幹線沿いに準工業地域、工業地域が指定されている
- ・ 第一種住居地域を中心として生産緑地が多く残っている
- ・ 周辺の市街化調整区域は山林および田畑である
- ・ 名神高速道路と国道 8 号の間に広がる市街地は、既存の住宅地で、名神高速道路の東側については、鳥居本団地、近年開発された戸建住宅が広がっている
- ・ 既存市街地は、街道を中心として歴史的な住宅の特徴を色濃く残しており、まちなみ景観の保全にも積極的に取り組んでいる
- ・ 開発された戸建住宅地は、1 戸当りの敷地も広く、比較的開放的な佇まいの住宅が多い
- ・ 鳥居本中学校、鳥居本小学校、鳥居本保育園、鳥居本養護学校、さざなみ学園など教育・福祉関係の施設が地区の中央部に集中している
- ・ 矢倉川沿いにはサクラ並木があり、高水敷にベンチを置いた休養施設が設けられている
- ・ 都市計画決定 3・3・5 鳥居本公園（近隣公園）が養護学校に隣接した敷地で計画されていたが、現在、地区の東側（市街化調整区域）で計画中である

図Ⅶ—3 緑化重点地区（鳥居本地区）の用途地域等



図Ⅶ—4 緑化重点地区（鳥居本地区）の緑の現況







2) 計画課題の整理

①地区を物理的に分断する名神高速道路を軸として活用

- ・ 地区を物理的に分断する要素となっている名神高速道路であるが、盛土形式の道路構造は、法面緑化などにより大きな圧迫感を感じさせない。
- ・ さらにボリューム感のある植栽を施すことにより、鳥居本・彦根東部風致地区に指定されている山地と融合する緑の軸を形成することが可能である。

②集中する教育施設の有効活用

- ・ 地区の北東部に、県立鳥居本養護学校、市立鳥居本中学校、鳥居本小学校、保育園など教育施設が集中しており緑化資源として有効活用が可能である
- ・ 敷地を有効活用して、一体的な緑化を行うことにより、ボリューム感のある緑を形成できる。

③近江中山道を中心とする歴史資源の保全と活用

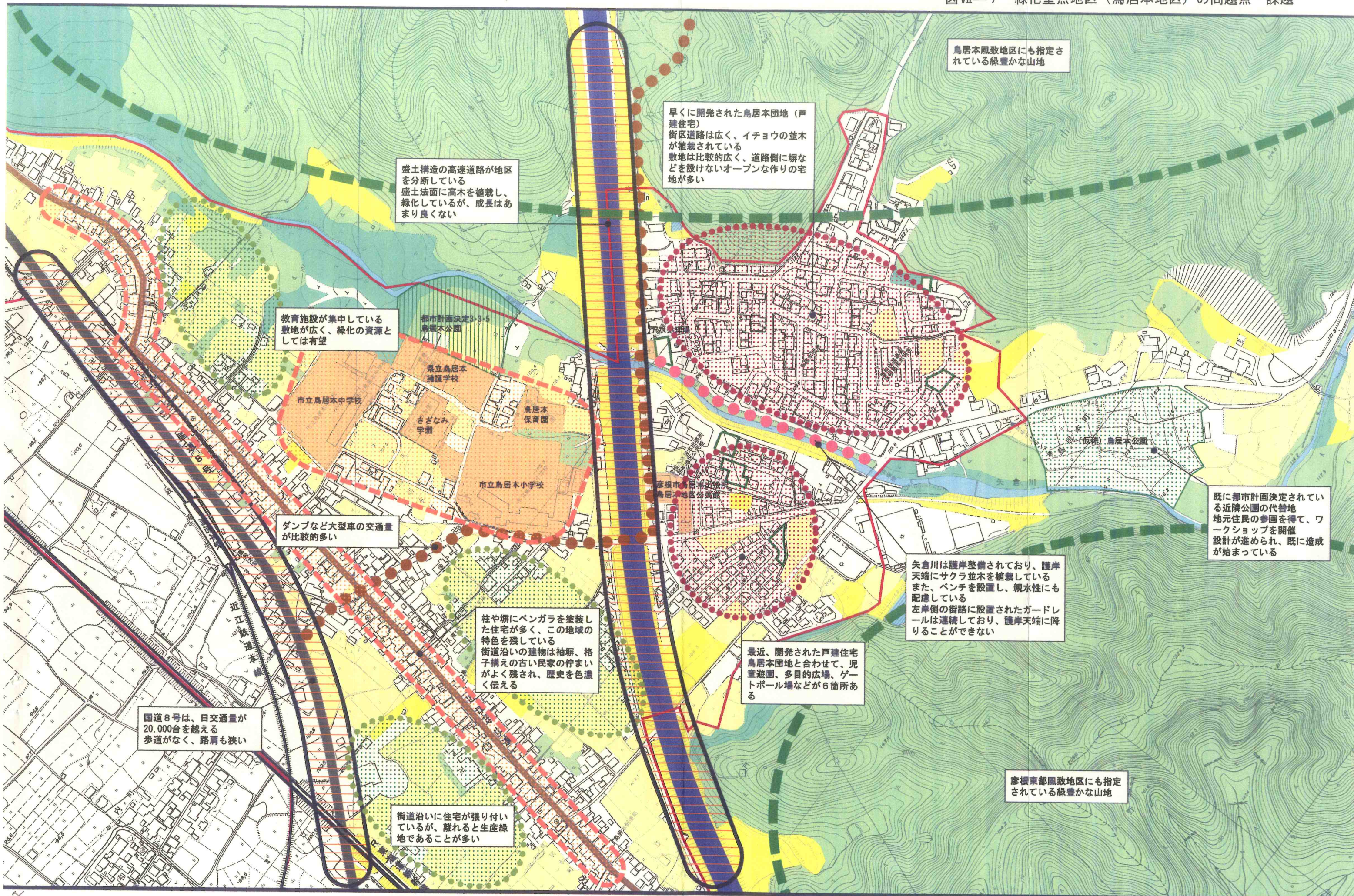
- ・ 鳥居本地区は、江戸時代より近江中山道の本宿として栄えてきた。
- ・ 現在でも街道の沿道には、歴史的な佇まいを色濃く残した建築物が多く残されており、NPOなども積極的に活動し、歴史・文化の香るまちづくりを進めている。
- ・ まちづくりに対する高い市民意識を活用し、街道を切っ掛けとした緑化・花いっぱい運動の展開が望まれる。

④良好な農地の保全

- ・ 近江中山道の沿道には歴史的な住宅が並んでいるが、その後背地には良好な農地が残されており、市街地におけるオープンスペース、豊かな生産緑地として、まとまった単位で保全を図ることが望まれる。

⑤運動広場機能を有する近隣公園の整備

- ・ 都市計画決定された敷地から市街化調整区域内に予定地を変更して、運動広場機能を有した近隣公園の整備が計画されている。
- ・ 地区の防災、レクリの拠点として、公園の早期整備が望まれる。



3) テーマ及び計画方針の設定

地区の豊かな緑環境と歴史的な資源を有効活用し、まちづくりに関する高い市民意識をさらに育てて、良好な住環境を保全するために次のテーマを設定する。

生活の恵吹と歴史の香る緑豊かなまちづくり

①緑の軸づくり

- ・ 名神高速道路、国道8号、近江中山道、矢倉川、地区道路を緑の軸として整備し、安心・安全で快適な緑のネットワークを形成する。

②鳥居本公園の整備

- ・ 運動広場の機能を有し、レクリエーションの核となる近隣公園「鳥居本公園」の整備を図る。
- ・ 地区の南の端に位置し、鳥居本風致地区、彦根東部風致地区に挟まれた緑活用の核となり、もう一方の核である学校群と対をなして地区の骨格を形成する。

③学校を核とした緑の育成

- ・ 中学校・小学校・保育園・養護学校の敷地を景観的に一体感をなすように緑化し、地区のコミュニティの核を形成する。
- ・ 防犯上の観点にも配慮しながら安心・安全・快適な緑の核を形成する。

④地区住民を中心とする緑化活動の展開

- ・ 既に活動している近江中山道の沿道まちづくりを発展させ、歴史的なまちなみの保全・活用を図るとともに、フラワーロード、街角花壇、苗木配布、パンフレット作成、ボランティア活動など地区住民と市行政が協働して、継続的な緑化活動を展開する。

表VII-2 鳥居本緑化重点地区の概要

地 区 名	鳥居本地区		
諸 元	面積 6 7 ha	用 途	■市街化区域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・近隣商業地域 ■市街化調整区域
関 連 計 画	(仮称) 鳥居本公園整備、		
主 な 緑 化 資 源	鳥居本公園（近隣公園）、矢倉川、名神高速道路、近江中山道 県立鳥居本養護学校、市立鳥居本中学校、市立鳥居本小学校 鳥居本保育園、彦根市鳥居本出張所、鳥居本公民館		
現 況 ・ 特 性	・ 地区の東側一帯は、鳥居本風致地区、彦根東部風致地区に指定された山地が広がる ・ 江戸時代には、近江中山道の鳥居本宿として栄えた ・ 第一種住居地域を中心として生産緑地が多く残っている ・ 既存市街地は、街道を中心として歴史的な住宅の特徴を色濃く残しており、まちなみ景観の保全にも積極的に取り組んでいる ・ 開発された戸建住宅地は、1戸当りの敷地も広く、比較的開放的な佇まいの住宅が多い ・ 鳥居本中学校、鳥居本小学校、鳥居本保育園、鳥居本養護学校、さざなみ学園など教育・福祉関係の施設が地区の中央部に集中している ・ 都市計画決定3・3・5鳥居本公園（近隣公園）が養護学校に隣接した敷地で計画されていたが、現在、地区の東側（市街化調整区域）で計画中である		
重点緑化の必要性	・ 集中する教育・福祉施設の有効活用 ・ 近江中山道を中心とする歴史資源の保全と活用 ・ 良好な農地の保全 ・ 運動広場機能を有する近隣公園の整備		
緑 化 テ ー マ	生活の息吹と歴史の香る緑豊かなまちづくり		
具 体 的 な 施 策	・ （仮称）鳥居本公園整備事業〔彦根市〕 ・ 学校敷地内の緑化事業〔彦根市〕 ・ フラワーロード・街角花壇整備〔NPO、自治会等〕 ・ 緑のイベント開催〔彦根市・NPO〕 ・ 生垣など民地緑化助成制度、花の苗・種配布制度〔彦根市〕 ・ 矢倉川河川環境整備事業〔滋賀県〕 ・ 道路緑化事業〔滋賀県・彦根市〕 ・ 名神高速道路法面緑化〔中日本高速道路（株）〕		

